

2016 7 月号

No. 441

島おきなわ



「この人に聞く」

元北中城村長 喜屋武 馨 …………… 1

沖縄県の離島医療のあゆみ ⑥

～ 離島の救急医療② ～

沖縄地域医療支援センター長 崎原永作 … 8

平成 28 年度沖縄振興拡大会議 …………… 10

県民の警察官表彰式 …………… 50

あのまちこのむら…………… 53

研修だより …………… 55

会務の動き …………… 76

町村長選挙の結果 …………… 77

市町村一覧 …………… 78

海の観光地にふさわしいランドマーク 座間味村役場新庁舎

平成28年3月に開庁した座間味村役場新庁舎は、地上3階の鉄骨造り、赤瓦や雨端など沖縄の伝統的な建物の知恵と美しさを取り入れた内外装で、設計には職員の意見が全面的に反映されています。村の財政事情は厳しいものですが、官民連携のリースバック方式を採用することで、万が一の際には安心・安全のよりどころとなり、同時に海の観光地にふさわしいランドマークとなる庁舎が誕生しました。

正面の大きな雨端（アマハジ）の下は、お年寄りや体の不自由な方が安心して来庁できるよう琉球石灰岩のゆるやかなスロープでエントランスへと続き、一對のシーサーに囲まれた庁銘板前は観光客の撮影ポイントとなっています。

座間味村の自然や文化を来庁される方や次世代に伝えられる庁舎でありたいとの願いをこめ、沖縄出身の人気イラストレーター pokke104 さんによる「座間味村の自然と歴史」のイメージイラストが各フロアの壁面、エレベーター内、吹き抜けガラス面を彩っています。



庁舎正面



左 : 2階壁面ガラス1C
中央上 : 壁面イラスト1C
中央下 : エントランス
右 : 雨端

表紙写真・文 < 座間味村役場 >

沖縄市町村今昔

この人に聞く⑧



前北中城村長

きやん かおる
喜屋武 馨

昭和 17 年 8 月 6 日生まれ。

昭和 42 年沖縄教職員会、沖縄県高等学校職員組合、昭和 43 年琉球政府法務局、昭和 47 年那覇地方法務局、昭和 49 年沖縄県庁を経て、昭和 49 年北中城村役場に就職した。平成 4 年北中城村長に当選以来、平成 16 年までの間、3 期 12 年の永い期間にわたり在職しながら、中城村北中城村清掃事務組合管理者、中城村北中城村消防組合管理者も務めた。また、北中城村社会福祉協議会会長、北中城村体育協会会長を歴任し、北中城村の教育、文化、福祉の向上に多大なる貢献をした。

屋良建議書の作成に加わる

— 前回復帰の際の琉球政府の職員の身分についてお聞きしました。喜屋武さんは、琉球政府法務局勤務でしたが、法務局の民事課と総務課は県の公務員になり、喜屋武さんたちの刑事課は国の公務員になったということでした。その後が面白いのは、喜屋武さんは、法律に強いということで、県の管財課へ出向を命じられ、そのまま県庁職員として、法律分野の重要な仕事に就くことになるわけですね。

喜屋武 そうです。僕のように舞い戻ったのはごくわずかです。

— 今日、復帰前の琉球政府でのお仕事をお聞かせ下さい。私の知る所では、喜屋武さんは屋良建議書の作成に加わりました。

喜屋武 復帰をめぐって核付き返還論があったり、日米密約が噂されたり、軍労働者の大量解雇があったり、沖縄社会は復帰不安で揺れ動いていました。行政レベルでもどのように日本国の中に復帰するか、五里霧中でした。政府では山野幸吉さん（初代の沖縄・北方対策庁長官）などの研究会が行われていたと思います。しかし、政府ベースで進むと、県民が願っている復帰、憲法の下での復帰にならないと考える琉球政府の若手公務員で行政研究会が作られていました。復帰対策室にいた平良亀之助さんなどが中心だったと思いますが、声を掛けられて私もそのメンバーに加わりました。当時 30 歳ぐらいで、最年少だったと思います。この行政研究会や琉球大学の教授や弁護士などにより草案がつくられたのが建議書です。復帰についての沖縄側の基本的姿勢が盛り込まれています。

坂本龍馬の心意気

— 行政研究会のメンバーは琉球政府のいわば革新官僚たちですね。

喜屋武 バックミラーに映る我々が歩かされた道は、虐げられた道だらけという気持ちを持つ職員で琉球政府は満ち満ちていたと思います。我々はミニ国家のミニ官僚という自覚があった。行政研究会は、一人ひとりが幕末の坂本龍馬の心意気でした。沖縄を背負って立つという意気込みで復帰問題を研究しました。沖縄国会がせまり緊迫した情勢の中で一生懸命に、しかし楽しんでやったような記憶です。行政研究会は私的研究会でとくに辞令交付はないと思います。

— 建議書は歴史的文書ですが、現在でもしばしば論及されます。建議書の作成には八汐荘に泊まりこんだと聞いたことがあります。八汐荘は、琉球政府の近くにあり集会室やレストランがある多機能の共済施設で使い勝手がよかったですね。新聞で老朽化しているので閉鎖されると報道されていました。建議書の中身の検討はどんな風に行われたのでしょうか。

喜屋武 政府の職場には一応顔を出して、八汐荘に向かうという形でした。泊まりこんだこともあったと思います。飯をがつつ食べながら議論をしました。ひげもそらずにね。あんなに仕事したことは無かったですね。メンバーには弁護士の芳沢さんや金城睦さんがいました。金城睦さんは、議論をあおるんですよ、仮説を立てて反論してくる、それをひっくり返さないといけない、それができたら、「よしこれで





喜屋武 建議書の内容は今日的にも解決されていない。沖縄では歴史がとまっているような感じですよ。もう3年前になります、オスプレイ配備反対、普天間基地閉鎖を求めて全県議と全市町村長、市町村議会議長が署名した建白書を政府に提出しておりますが、建議書と建白書が重なって見えてきます。屋良（朝苗）主席が、基地があるかぎり沖縄の真の復帰はないと言いましたが、その通りですね。

行こう」と結論がでる、今でいうディベートですが、あんな議論の仕方は初めてで、どんどん深まっていった。全体として矛盾はないし今日でも通用する内容だと思います。メンバーは平良亀之助さん、當銘勝雄さん、宮里整さん、前村善徳さん、農業経済学の来間泰男先生などを思い出します。

— 研究会の思い出

喜屋武 建議書の研究会が終わるともう遅い時間で、タクシーで北中城まで帰るのですが、お金の持ち合わせがない、それでコザの中の町に立ち寄り、飲み屋のママさんからお金を借りる、今では考えられないことをやって歩いていました。天下国家を論じているから気持ちが大きくなる。そんな連中が集まっていました。嘘だったような夢だったような時代です。

国会に反映されなかった建議書

— 屋良主席が建議書を持参して東京に向かいますが、羽田空港について同じ時間に衆議院の特別委員会で沖縄返還協定は強行採決されます。

— 屋良さんは、あの時代が生んだ指導者だったのでしょうか

喜屋武 屋良さんは偉かったですね。沖縄の歴史に残る指導者です。政治家としての評価まだ定まらないと思いますが、人間として素晴らしい人です。宗教者か哲学者の雰囲気があった。新年の御用初めの儀式は、政府前の広場でやるのですが、屋良さんの挨拶は官僚が準備したあいさつ文を面白味もなく棒読みするだけですが、その後顔を真っ赤にししながら、自分の言葉で説いていました。その部分になると、「始まった」という気持ちで屋良節に聞き耳を立てました。

— 琉球政府の公務員はどうでしたか。先ほどミニ国家のミニ官僚と表現されましたが。

喜屋武 ヤマトから官僚が来ても対等意識だった。復帰したとたん、彼らがえらくなり私たちの上にいるようになったんですが。日頃の仕事は何やっていたんだと今思いますね。私の最初の職場が法務局の刑事

課ですが、法制室の連中は、ほとんど司法試験を受けようという連中で、執務中も半分仕事半分自分の勉強をやっていたんじゃないでしょうか。机の周囲に本を積み上げ、何をしているか見えない。公務員倫理に照らしたら今なら懲戒ものですよ。不思議な時代でした。

地籍明確化法案の作成

— 沖縄県庁管財課から企業局そして土地調査事務局と移動します。法律運用能力を買われてスカウトされたようなものですね。

喜屋武 そういうことになります。土地調査事務局では、地籍明確化法の県案を作ったのが思い出です。宮里整さんが課長か次長でしたが、上司のことを聞かない侍でね。宮里さんは今考えるとすごいリーダーシップを発揮された上司でした。なかなか巡り合えない人です。情熱があるし頭は整理されている。僕らの使い方上手でした。

— 土地調査事務局とは、地籍問題を担当する部局ですね。手元に「沖縄の地籍「現状と対策」という資料集があります。それによると沖縄本島内の21市町村に地籍不明地が存在し、その市町村全積の20%となっています。

喜屋武 戦火で戸籍も公図公簿類もほとんど焼き尽くされました。その上、米軍基地建設で地形が変わってしまった。土地の位置境界がわからなくなったのです。昔は境界には木を植えて目印にしたが、それがなくなった。地主は、自分の土地の隣は誰で反対側は誰の土地でということはわかるが、境界線がわからない。大体この辺りということしかわからない、すると返還されても使えない。やーんちくらん（家も作れない）、役場は固定資産税も課せられない、という状況だ。この問題を解決するには特別法しかない、ということで、土地調査事務局がその特別法の法案を作ったのです。その法案作成のとき、専門家の委員会を作り仲地博先生に参加してもらった。先生も30歳で若かったですね。





— 専門委員会は、弁護士の本永寛昭先生と久貝良順先生、研究者が佐久川政一沖大教授、砂川恵伸琉大教授、それに仲地博先生というメンバーでした。県の事務方は、技術者の徳永芳雄さんなどが重要な役割を果たしました。週2回会議をやり1か月ぐらいで法案を仕上げました。日中は日程が合わないものですから、晩からやるのですが、本永寛昭先生がガソリンもなしに会議ができるかと。ビールを飲みながらの会議でした、夕食付で。今では考えられません。どこにも前例のない法案をつくるため、法律家と実務家がラウンドテーブルで知恵を絞りあいました。ところで、特別法の法案を県自らで作成しようとは誰が言ったのですか。

喜屋武 問題解決のための特別法の必要性は、誰でも言っていたと思うが、具体的には副知事の宮里松正さんあたりですかね。学者、弁護士が加わったことが、日本政府にとっては尊重せざるを得ないということになったと思います。そうでなければ官僚は、田舎の県がなにを言うかと書類を

ほったらかされたかもしれない。学者を巻き込んだのは、沖縄県庁の知恵だったのでしょうかね。

県が国の法律の原案を作成

— 法案の作成は1976年（昭和51年）ですね。法案は国に持って行ったのですよね。

喜屋武 知事と一緒に法務省に要請に行きました。都道府県の分際でいきなり法律を作れと無礼なことをいうか、といわんばかりの

居丈高の態度ですよ。それで僕が出て行って、「憲法の財産権の保障の問題を言っているのに、門前払いの態度は何事ですか」といったら、「そうか、それでは課長に会わせる」ということになりました。復帰前とは官僚の態度が全然違いました。我々是对等意識があった。もともとうちなーんちゅは横社会だ、沖縄の公務員も気骨ある行動ができたということです。課長の所に案内されたら、課長の机のそばにお酒をそっと置く。最高級のウイスキーです。

— 昔は、陳情の際は土産を持参するのが習わしでしたね。沖縄からは高級洋酒が慣例だった。今はそんな習慣はなくなっているようです。

喜屋武 陳情を終わったら、銀座でお酒を飲むのですが、使い果たしてお金がない。東京事務所からお金を借りて、払いました。よく街起こしには、よそ者、若者、馬鹿者が必要だというが、馬鹿者がいたからできたんです。

— その後法案はどうなりますか。

喜屋武 6政党が、沖縄県の地籍明確化法を土台にしてそれぞれ独自の法案を作りました。実は政府の方には米軍基地を確保するため地籍を明確にする必要があったのです。反戦地主の土地を政府は「公用地暫定使用法」という法律で強制使用しているのですが、この法律は5年の時限法で、暫定使用期間が1977年（復帰5年）には終了することになっていた。強制使用を継続するためには、収用手続きをしなければならず、それには地籍が明確でなければならなかったのです。政府も地籍明確化法案を提出し、その付則で暫定使用期間を延長するという離れ業を演じました。思いもしなかったことだが反戦地主の土地の強制使用に協力したような形になった。屋良さんがいつも言っていたことを思い出します、「沖縄は国の政策の目標ではなく手段に使われている」と。

— この7法律ができて、その後はどうなるのですか。

喜屋武 計画的に西原町の小那覇地区や読谷村の都屋地区の現地で、地籍明確化作業を進めました。私たちは、市町村役場を回って、こんな法律ができたのでご協力をお願いしますと説明してまわりました。北中城村役場にも行きました。それがその後北中城村役場にスカウトされるきっかけになったと思います。

集団和解で地籍の確定

— 地籍はもうほとんど明確化されていますね。

喜屋武 地主が集団で和解する方式で確定したわけです。話し合いで土地の位置境界を決めようと、全体の面積をはかり、面積を申告させ、筆数を確定する。過大申告をする人もいれば、地籍が決まってから、あれは税金対策で過小申告だったという人もでる。実面積と申告面積との調整をする、「もうこれでいいよね、これからの先に向けて、もうこれでいいよね」と集団で和解するのです。一人でも反対したら、この一帯は確定しない。だから本来の地籍調査は物証確認だが、沖縄の地籍調査は和解の準備です。もうほとんど確定しています。

— よくそこまでできましたね。

喜屋武 自分の土地はほんとはもっと広かったはずだが、という地主もいますが、もう早く確定させたいという思いで、和解が成立していったのでしょうか。申告通りだと、海を埋め立てないといけないうことになったり、端っから割り当てていっ



たら、反対の端っこの地主の土地は半分になつたり、逆に土地が余つたり、和解に至るまではいろいろとあったようです。

— 一家全滅の地主もいたのではないかと思います。

喜屋武 生きている人に配分された例もあるかもしれませんが、所有者不明土地になっているかもしれない。戦争ってひどいものです。死んでしまうと可哀想です。子供が小さいと、親の財産の状況はわからないから申告もできない。だから、地籍明確化作業というのは、真実の追及ではない、事実の確定なのです。ほんとは死んだ人たちのことも考えるべきで、彼らの所有権を明らかにした後、国庫に帰属させてもいい。

— 沖縄の歴史と社会の一断面を見る思いがします。次回は、北中城村勤務の時代の話をお聞かせください。

(聞き手・仲地博沖縄大学学長 前津榮健
沖縄国際大学学長)



左から前津先生、喜屋武馨氏、仲地先生



～ 離島の救急医療② ～

公益社団法人地域医療振興協会

沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作

今回は離島の救急医療の続編をご報告致します。

1989年(平成元年)12月、沖縄県は「離島の医療空白を無くす」ことを目的に、ヘリコプターに医師を添乗させて離島に急患を迎えに行く制度「沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業」をスタートさせました。

ところが、ヘリ添事業が軌道に乗り始めた矢先の翌年の2月17日、大事故が発生してしまいます。宮古島で交通事故に遭った救急患者を迎えに行くために、那覇空港を飛び立った自衛隊LR1機が宮古の東海上で消息を絶ち、乗員3名と添乗医師1名がお亡くなりになるという痛ましい事故でした。この事故のニュースは、沖縄の医療界に大きな衝撃を与えました。当時、ヘリ添事業に当番医師として関わっていた医師たちは「もしかしたら自分だったかもしれない・・・」と震えました。全国有数の島嶼県の沖縄で働く医師として、離島の急患搬送に協力するのは当然の責務であると受け止めて、ヘリ添業務に関わってきたものの、事故が起こってしまった後では、これまでと同じというわけには行かず、ヘリ添関係各医療機関でそれぞれ話し合いが持たれました。真剣に話し合われた結果、「医師添乗基準」が提出されました。医師

がヘリコプターに添乗する条件という訳です。

「医師添乗基準」は、

- 1) 挿管している患者
- 2) バイタルが不安定な患者(例:ショック、心筋梗塞、重症重積発作など)
- 3) その他離島医師と添乗担当医の協議の上で添乗が必要と認められる症例

の3項目でした。

ここで、この基準が提出された背景について少し説明したいと思います。

地上を走る救急車の揺れる車内で細かい処置が、難しくなることはお判りいただけると思います。飛行中のヘリコプターの機内も同様に騒音と振動が激しくて、処置はかなり制限されます。機内で医師が行うことは、頸動脈や橈骨動脈の触知や呼吸の有無、意識レベルのチェックなど病態の変化の観察などが主になります。点滴をとったり、挿管などの処置は条件の良い診療所で済ませて、飛行中のヘリの機内では極力避けるようにしています。新生児の挿管のケースなども、迎えにきた小児科の医師と相談して、地上で処置を終えて、それから搬送しています。このようにヘリの機内ではできる事が限られているのです。

一方、搬送患者の中には手術が必要になる急性虫垂炎疑いや、止血などの初期治療

をおえた四肢の外傷や脱臼など設備の整った高次病院へ運ぶ緊急性はあるものの、搬送中の急変する可能性が極めて低い症例も少なからずあります。

あの事故の後では、関係者全員がヘリに乗らないで済むのなら乗りたくないというのが正直な気持ちでした。しかしながら、沖縄の医療人としてヘリ添に協力したい、という思いもあります。そんな葛藤の中から、添乗するからには搬送中に何らかの処置が、必要になる可能性が高いバイタルの不安定な患者や重症例なら添乗しがいがあるという事になり、そして、あの「医師添乗基準」が出てきたのでした。ご承知のように、ヘリ添システムは、離島診療所の医師の判断によってシステムが発動されますが、当然その時点で患者の状態を直接診ているのは離島の医師だけです。そこで、「医師添乗基準」の3番目の項目において、離島医師と添乗担当医師が協議の上、双方が納得して添乗することが記されました。

こうして、新しい医師添乗基準の下、添乗システムへの参加も手上げ方式による希望参加へ変更され、事業は継続することになりました。事故直後は50%以下に落ち込んでいた医師の添乗率も平成17年度67.8%、18年度は79.1%、19年度は98.4%、と徐々に上がっていき、平成20年度以降はほぼ100%が続いて今日に到っています。

ところが、添乗率が高くなったからと言って、問題が無くなったという訳ではなく、大部分の添乗担当医師たちは一抹の不安を抱えながら、ヘリ添システムに協力しているというのが実情なのだと思います。現に平成19年7月に実施した某病院のアンケート調査では、ヘリに添乗すると答えた医師は60名のうち、無条件で添乗する

医師は5名で、ヘリ添協力医師の90%以上が、夜間や悪天候のように危険性の高い状況や搬送患者の病態上、医師の添乗が不必要と判断される場合は添乗しない（したくない）と表明しています。そんな添乗医師達の気持ちが分かる離島医師達は診療所で朝まで持ちこたえて、夜間の搬送をなくそうと踏ん張っているようです。

平成元年のヘリ添事業開始から四半世紀を超えた平成28年7月現在、ヘリ添当番病院は月曜日が隔週で豊見城中央病院と県立南部医療センター・こども医療センター、火曜日が隔週で中頭病院、中部徳洲会病院、水曜日は南部徳洲会病院、木曜日は浦添総合病院、金曜日は沖縄赤十字病院、土曜日は隔週で豊見城中央病院、県立南部医療センター・こども医療センター、日曜日が隔週で沖縄協同病院、県立中部病院となっています。離島県である沖縄の医療に欠かすことのできないヘリ添事業を30年近くの間、日替わりで支え続けた添乗医師達の離島に対する貢献度を過小評価することなく、賞賛と労いの言葉をかけて頂きたいと切に思う願う次第です。

今回は本島のヘリ添事業を取り上げましたが、宮古、石垣周辺の離島の急患搬送においては県立八重山病院が大きな役割を担っていることを付け加えさせていただきます。

最後に復帰後40年余の間、離島急患搬送を担ってきた、陸上自衛隊と海上保安庁にも深く感謝申し上げたいと思います。

次回は民間ヘリコプターによる新たな救急医療体制について取り上げたいと思います。

平成 28 年度 沖縄振興拡大会議

平成 28 年度沖縄振興拡大会議が、翁長雄志知事ら県 3 役、各部局長等の幹部職員や県内 41 市町村長並びに議会議長が出席して、去る 4 月 28 日（木）に市町村自治会館で開催されました。



平成 27 年度の市町村要望事項に対する措置状況

I 市町村共通要望事項

番号	要望事項 (平成 27 年度)	措置状況
1	日米地位協定の見直しについて	日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。 県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。 このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

番号	要望事項	措置状況
2	台風災害による支援策について	<p>本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っております。</p> <p>台風災害に対する災害復旧制度については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特別の財政支援等の国による財政援助制度により、道路、港湾、農地、農業用施設等公共施設の早期の機能回復に努め、生活環境の回復を図っております。</p> <p>災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っているところであり、平成22年度に被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和の実施、平成23年度には地方交付税の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じて交付可能となるなど、一定の成果が表れているところであります。</p> <p>県といたしましては、災害復旧制度を活用して台風災害に対する早期の災害復旧ができるよう務めるとともに、国に対し災害復旧制度の改善等を要請していきたいと考えております。</p>
3	不発弾等の早期処理について	<p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、近年では、平成25年1月及び平成26年9月に関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望してきたところであります。</p> <p>1(1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成21年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。</p> <p>2(1)(2) 不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
4	離島振興に向けての財政支援について	<p>県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。</p> <p>新たな交付金の創設につきましては、改正沖縄振興特別措置法において、沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。</p> <p>離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。</p>
5	市町村の財政基盤確立について	<p>県は、地方交付税の法定率の引上げや地方交付税の総額の確保を図ること、また、社会保障関係経費など地方の財政需要を適切に積み上げ、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実することなどについて、全国知事会等を通じて要請等を行ってきたところです。</p> <p>平成26年度に新たに地方法人税が創設され、その全額が交付税特別会計に繰り入れされることとなったほか、平成27年度から地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るため法定率が見直されております。</p> <p>県としては、本県市町村の厳しい財政状況を踏まえ、市町村の財政基盤の確立が図られるよう、今後とも、国に働きかけていきたいと考えています。</p>
6	『離島空路整備法(仮称)』の制定について	<p>離島航空運賃の低減を図るため、国は航空機燃料税及び空港使用料の軽減をしており、また県は県管理空港の着陸料の軽減措置を実施しております。当該措置を基に航空会社は、離島住民を対象とした割引運賃制度を実施し、その低減化が図られております。</p> <p>さらに、県では平成24年度より「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施し、離島住民等を対象として更なる低減化を図っております。</p> <p>離島空路整備法(仮称)の制定については、これまで全国知事会及び九州地方知事会並びに離島航空路を持つ関係道県と連</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>携し、国に要望を行っているところでありますが、いまだ実現には至っていない状況にあります。</p>
7	<p>特定町村(人材確保支援計画の対象となる町村)の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について</p>	<p>(1) 県では、特定町村に配置されている保健師等を対象とした新任保健師研修会、保健師研修会等を継続的に実施しているところであります。</p> <p>また、県保健所において、町村の申出に応じて、新任保健師を対象とした事業計画・評価、事例検討会等の実務を通じた現任教育を継続して行い、保健師等の資質の向上を図る取組を推進しております。</p> <p>(2)(3) 地域保健法に基づき「沖縄県保健師等人材確保支援計画」を策定し、特定町村における人材の確保、資質の向上等を促進させるとともに、当該町村と連携して保健師の複数確保への支援を行っているところであります。</p> <p>財政面については、へき地保健指導所運営事業の国庫を活用して、保健師の駐在及び保健指導事業に伴う運営費の支援を行っているところであります。</p> <p>今後とも、特定町村に対する必要な支援を継続して行なってまいります。</p>
8	<p>離島医療の充実強化について</p>	<p>県では、県立病院での後期臨床研修による専門医の養成や自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部と連携した医師修学資金等貸与事業、平成年度に設置した「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金」の活用により医師の確保を図っております。また、医師が研修等で不在となる際の代診医派遣、眼科や耳鼻科等の専門医による巡回診療も実施しており、今後とも離島・へき地における医療体制の確保に努めてまいります。</p>
9	<p>国民健康保険制度について</p>	<p>市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、増え続ける医療費に対し、十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えております。</p> <p>医療保険制度については、平成27年5月に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保については、財政基盤強化を図るため、平成27年度から1700億円の保険者支援制度の拡充が実施され、更に、平成30年度から1700億円の財政支援が実施されることとなっております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>財政支援の具体的な内容等については、国と地方の協議の場である「国保基盤強化協議会」において検討されているところであり、県としましては、検討の動向を注視し、必要に応じて国に対し全国知事会を通して意見を述べてまいりたいと考えております。</p>
10	<p>国民健康保険事業の前期高齢者交付金について</p>	<p>本県の市町村国保は、沖縄戦の影響等により、前期高齢者の加入割合が低く、前期高齢者交付金が全国に比べ極端に少ないことが主な要因となり、多額の財政赤字を抱えているという財政上の課題があります。</p> <p>本県の特殊事情による市町村国保への財政支援については、県は、市長会、沖縄県国保連合会等とともに国に要請を行っております。</p> <p>国は、平成年度から本県市町村国保に有利な制度として、「未就学児に係る医療費」に着目した調整交付金の基準を創設しており、約8億円が交付されたところであります。</p> <p>しかしながら、本県の特殊事情に伴う財政赤字を解消するためには、十分な金額ではないことから、引き続き市町村等関係団体と連携し、国に対して財政支援を求めていくこととしています。</p>
11	<p>日台漁業協定の見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化について</p>	<p>平成25年5月に、沖縄県の頭越しに発効した日台漁業取決めについて、県と漁業関係団体は、国に対して抗議を行うとともに、取決め適用水域の一部撤廃、操業ルールの確立、違法操業を行う外国漁船への取締り強化等について、要請を重ねてまいりました。</p> <p>周辺海域の取締りについて、国は平成26年4月に「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」を設置するとともに、漁業取締船を増派し、対応しております。</p> <p>また、操業ルールについては、平成27年3月に東京で開催された日台漁業委員会会合等において、沖縄県及び漁業関係者なども参加し、日台双方の政府関係者が協議を行い、沖縄側漁業者の意向を組み入れた内容に見直しが図られました。</p> <p>平成27年4月から7月のクロマグロ漁期に、日台漁業取決め適用水域において操業した隻数は、平成年同時期の隻から隻に増加しております。</p> <p>また、同水域におけるマグロ類やソデイカ等の漁獲量は、平</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>成年同時期の約トンから、約トンに増加しております。</p> <p>平成年 3 月 2 日から 3 月 4 日にかけて、第 5 回日台漁業委員会会合が開催され、平成年 3 月に策定された操業ルールを引き続き運用していくこと等で一致するとともに、八重山北方三角水域の操業ルールを平成年漁期に間に合うように検討するため、双方は、次回の日台漁業委員会までに、関係当局・漁業団体を含めた専門会議をできる限り早期に開催することとなりました。</p> <p>県としましては、今期のクロマグロ漁期における日台双方の漁船による操業状況の把握に努めるとともに、本県漁業者の安全操業を確保できるよう、日台漁業取決めの見直しや周辺海域の取り締り強化等について、引き続き、国に対して求めてまいります。</p>
12	海岸漂着ゴミ処理対策について	<p>海岸漂着ゴミ対策については、平成 27 年度においても国の地域環境保全対策費補助金を活用するとともに、海岸清掃に係る県予算を計上し、市町村・地域住民及びボランティア団体の協力を得ながら海岸漂着物対策を実施しております。</p> <p>また、国に対しては、引き続き、財政支援の継続や海外由来の漂着物に関する発生源対策を求めているところであります。</p> <p>今後とも引き続き、国の取組等に十分対応し、関係機関、地元市町村及びボランティア団体等と連携を図りながら、海浜浄化に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
13	文化財保護に関する県補助金の増額について	<p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところです。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努力してまいります。</p>
14	TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)について	<p>TPP 協定については、平成 27 年 10 月 5 日に大筋合意され、平成 28 年 2 月 4 日に参加 12 カ国による署名が行われました。</p> <p>TPP 協定で示された、関税の即時撤廃や段階的な削減、輸入</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>枠の拡大等が実施された場合、本県農林水産業において、長期的に様々な影響が懸念されます。</p> <p>そのため、県では、</p> <p>① TPP協定が農林水産業に及ぼす具体的な影響について明らかにするとともに、生産農家等に対する十分な説明をおこなうこと</p> <p>② 再生産が可能となる対策の恒久化や必要な財源の安定確保等、中長期的な万全の対策を講じること</p> <p>③ 今後の対策の検討にあたっては、地域の意見を十分聴きながら、沖縄県の実情に配慮した、きめ細かな対策を講じることがを要請してまいりました。</p> <p>県としましては、今後とも、TPP協定の動向や国の対応を踏まえながら、時機を逸さないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。</p>

II 各地区提出要望事項

① 北部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望の理由
1	<p>名護市県立高等学校北部合同寄宿舎「さくら寮」の運営支援について</p>	<p>北部離島の高校生の保護者の負担を軽減し、生徒が安心して修学に専念する環境を整えるため、平成15年度より北部学生宿舎運営補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助しているところです。</p> <p>運営費補助の増額は、近年の財政状況から困難であります。離島児童生徒支援センターとの兼ね合い等を考慮しながら、財政状況改善に向けた市町村の取組状況を踏まえ、今後の支援のあり方を検討していきたいと考えています。</p> <p>名護市県立高等学校北部合同寄宿舎(以下「さくら寮」という。)については、これまで県から舎監を1名配置し、寄宿舎に入舎する生徒の管理指導を行ってまいりました。</p> <p>高等学校における舎監定数の基準は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により寄宿する生徒51名以上の学校に1名とされていることや他の寄宿舎を置く学校との均衡に鑑みても、県によるさくら寮への舎監の増員は困難であると考えます。</p>

番号	要望事項	措置状況
2	<p>県道 13 号線の幅員の拡幅、歩道及び街灯の設置の促進について</p>	<p>県道 13 号線については、通学路でありながら歩道が未設置である等、交通安全上の課題があることから、歩道設置や未改良区間の拡幅等の整備を、平成年度から事業に着手することとしています。</p> <p>また、整備が終了後には、名護市へ移管していきたいと考えています。</p> <p>道路照明については、名護市や地元と連携を図り、検討していきたいと考えています。</p>
3	<p>県道の国道編入について</p>	<p>一般国道は、道路法の規定により、全国的な幹線道路網を構成し、都道府県道所在地を連絡する道路や、重要都市等と高速自動車国道等とを連絡する道路などとされており、県道 2 号線や県道 70 号線（国頭東線）については、これらの要件に合致しないものと考えます。</p> <p>なお、必要な道路整備については、県道として対応は十分可能と考えます。</p>
4	<p>医師派遣について</p>	<p>県では、公益社団法人地域医療振興協会に「離島・へき地ドクターバンク等支援事業」を委託し、町村立診療所に対しても医師の斡旋を行っており、現在、国頭村立東部へき地診療所に医師 1 名を派遣しているところです。</p> <p>また、県立病院での後期臨床研修による専門医の養成や自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部と連携した医師修学資金等貸与事業、平成年度に設置した「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金」の活用により医師の確保を図っているところであります。</p>
5	<p>塩屋湾の港湾整備について</p>	<p>塩屋港は、昭和 62 年に開催された海邦国体において、漕艇競技の会場であったため競技艇用の斜路と艇庫を整備した経緯があります。</p> <p>塩屋湾の海側には、塩屋漁港も整備され、漁船等に有効利用されております。塩屋港の港湾整備については、大宜味村からの要望もあることから、船舶の需要、利用形態等の調査を行い、港湾整備の必要性について検討したいと考えております。</p> <p>また、大保川の大保大橋から大工又橋の間については、浸水被害軽減のため、平成年度に河川改修事業に着手しており、浚渫についてもその中で実施する予定となっております。 消防</p>

番号	要望事項	措置状況
6	消防防災ヘリポート建設及び消防防災ヘリの運航について	<p>防災ヘリコプターの配備については、法令で義務づけられたものではありませんが、その役割である救助、救急活動等は重要であると認識しております。</p> <p>本県においては、陸上・海上・航空自衛隊、海上保安庁、沖縄総合事務局、沖縄県警が所有するヘリ、県ドクターヘリ等が配備されており、本県で災害が発生した場合に備えて毎年訓練も実施されております。</p> <p>また、離島の急患搬送についても、陸上自衛隊や海上保安庁にヘリコプターの出動を要請して対処しているところであります。</p> <p>消防防災ヘリの導入については、他県の事例を踏まえますと、機体購入費及び維持管理費は県の負担となりますが、航空隊員の人件費は市町村の負担になるなど、各市町村における財政負担が課題となりますので、市町村と連携して検討してまいりたいと考えております。</p>
7	高潮対策について	<p>東村の平良地区及び伊是名地区については、平成26年度までに護岸等の整備が完了したところです。また、その他の箇所については、越波被害状況等を調査しているところであり、整備の必要性や緊急性を検討していきたいと考えています。</p>
8	県道70号線の一部側溝設置について	<p>当該箇所の雨水処理については、関係者と調整のうえ、平成27年10月に対策工事を終えたところです。</p> <p>今後とも、現場の状況を注視していきたいと考えております。</p>
9	被害防止施設整備支援の拡大について	<p>平成27年度は、災害に強い栽培施設の整備事業等により419アールの施設整備を実施してきたところであります。</p> <p>今後とも、市町村、関係機関との連携を強化し、災害に強い栽培施設の整備を推進していきたいと考えています。</p>
10	今帰仁村内の国道505号と県道の美化について	<p>県では、主要な観光地等へのアクセス道路において、フラワークリエイション事業により良好な道路景観の形成に取り組んでいるところです。</p> <p>今帰仁村内の県管理道路については、村とも協議しながら、フラワークリエイション事業対象路線において、重点区域を選定し道路美化に取り組むとともに、区域の拡充についても検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
11	地域高規格道路の本部方面への延伸について	<p>地域高規格道路「名護東道路」は、国において整備が進められ、平成24年3月に名護市伊佐川から世富慶の区間が、暫定2車線で供用し、名護市街地の幹線道路の渋滞緩和に大きく寄与しています。</p> <p>名護市伊佐川から本部半島への延伸道路については、その必要性を認識しているところであり、今後の交通需要の動向や土地利用の状況等を踏まえ、国と連携しつつ、可能性を検討しています。</p>
12	瀬底島一周道路の整備について	<p>瀬底島における県道整備については、土地利用等の社会情勢や将来の交通量も勘案し、整備の必要性について検討していきたいと考えています。</p>
13	県道104号線及び県道6号線の整備促進について	<p>県道104号線については、安富祖から喜瀬武原までの区間を平成17年度より事業着手し、安富祖入口から約800m区間を完了しています。残るゴルフ場入口付近から喜瀬武原の区間については、キャンプハンセンの一部返還協議が進展していないことから事業が中断していますが、引き続き関係機関と調整を図り、事業再開に向け取り組んでいきたいと考えています。また、同区間終点から金武町境界までの区間約2kmについては、整備の必要性や緊急性について検討していきたいと考えています。</p> <p>県道6号線の恩納村仲泊からうるま市境界までの区間については、歩道未設置や線形が悪い箇所があることから、今後、恩納村等と連携し、検討していきたいと考えています。なお、舗装についても適切に対応していきたいと考えています。</p> <p>また、塩屋区美留バス停留所歩道については、平成28年度に拡幅工事を予定しており、現在、地権者と用地交渉しているところです。</p> <p>仮設の歩道及び防護柵については、平成27年度に撤去し、暫定的に防護柵を設置したところです。</p>
14	宜野座横断道路(県道)の整備促進について	<p>宜野座横断道路(仮称)については、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する広域道路ネットワークの東西骨格軸と位置づけ、漢那交差点から中川地区までの区間のルート検討を過年度に行っています。また、中川地区から恩納村喜瀬武原までの米軍基地内を通過する区域について、ルート調査等の実施に向け検討しているところです。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>当該道路については、米軍基地内を通過することから、宜野座村や金武町と連携し、関係機関と調整を行っていきたいと考えています。</p>
15	城原・ギンバル横断道路事業について	<p>城原・ギンバル横断道路(仮称)の県道としての整備については、土地利用等の社会情勢や将来の交通量も勘案し、整備の必要性について検討していきたいと考えています。</p>
16	海岸整備について	<p>ギンバル訓練場跡地の海岸については、沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置付けられた、駐留軍用地跡地の有効利用の推進の観点からも、整備は必要と考えています。</p> <p>現在、金武町が策定したギンバル訓練場跡地利用計画を踏まえ、金武町と連携しながら護岸、養浜等の予備設計、海岸保全区域指定の作業を進めているところであり、平成28年度に着手することとしております。</p>
17	スマートインターチェンジの設置について	<p>県道104号線沿いへのスマートインターチェンジの設置については、現在、国において整備が進められている金武バイパス開通に伴う国道329号の交通渋滞緩和など、交通状況の変化を踏まえ検討する必要があると考えています。</p>
18	伊江港港湾整備について	<p>伊江港から本部港の定期航路における平成24年度の運航率は約94%ですが、台風等荒天時の影響以外にも、港湾内のうねりの影響による欠航があることを認識しています。</p> <p>海上交通の安全性・安定性の向上を図るためには、その対策を講じる必要があると考えており、伊江村と調整を図りながら、平成26年度は、夏場の船体動揺観測、静穏度調査を行っております。</p> <p>平成27年度は対策工を検討のうえ、平成28年度から事業に着手する予定となっております。</p>
19	海岸防災林の再整備について	<p>東江前地区の保安林については、これまでも整備を行ってきましたが、立地環境が厳しいことから成林化していない状況にあります。</p> <p>当該地区の整備に関しては、事業化の検討をすすめているところであり、治山事業の採択要件はクリアしているものの、事業地区の受益対象がゴルフ場であることから、事前評価の便益</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>が低く、費用対効果 (B/C) が「1」を下回っているため事業化が難しいところです。</p> <p>このことから、整備における工法を検討し、採用できる便益等の再検討を行い、検討結果を踏まえて対応したいと考えております。</p>
20	離島出身高校生の修学支援について	<p>平成 24 年度より、文部科学省及び県では、高等学校未設置離島の高校生を対象に通学費や居住費等に要する経費を、支援する市町村に対して補助しており、県においては、国の 1/2 補助に加えて、1/4 の補助を行っています。</p> <p>また、平成 27 年度の九州地方教育長協議会において、補助率や制度の拡充について、引き続き文部科学省へ要望しているところであります。</p>
21	本部港の駐車場整備について	<p>本部港においては、伊江村民や観光客の利用が多く、駐車場が不足しており、駐車場用地にも限りがあることから、立体駐車場の整備が求められております。</p> <p>平成 25 年 6 月に伊江村長及び本部町長から建設の要請をうけ、平成 26 年度に駐車場利用者に対するアンケート調査、駐車場規模の検討等、平成 27 年度に管理運営手法の検討を行い、基礎調査をとりまとめたところであります。</p> <p>このような中、国において、平成 27 年度から本部港周辺の大規模クルーズ船の受入環境改善調査を行う予定とのことであります。</p> <p>大規模クルーズ船の規模によっては、立体駐車場の規模を見直す可能性があることから、国の調査結果と整合を図りながら、事業化に取り組んでいきたいと考えております。</p>
22	基幹水利施設管理事業に代わる制度の創出について	<p>既存の基幹水利施設管理事業の要件緩和については、国から管理事業における要件緩和は認められないとの回答を受けているところであります。</p> <p>しかし、土地改良施設における維持管理軽減については、当該施設管理を行う土地改良区や対象市町村にとって重要な課題となっていることから、今後とも、その軽減へ向けた検討を行ってまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
23	運天港ターミナル施設の改善について	<p>船舶利用客の荷受け及び荷渡しを行う屋根付き施設の必要性は認識しており、平成 28 年度は実施設計を行い、平成 29 年度に整備を行うことにしております。</p> <p>旅客待合所の雨漏り被害につきましては、平成 28 年 3 月に工事着手し、5 月に完了する予定です。</p>
24	離島架橋整備の推進について	<p>伊是名・伊平屋架橋については、平成 23 年度に、整備の可能性について調査を実施しています。調査結果から、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが、明らかとなっています。</p> <p>このため、伊平屋村、伊是名村と連携しながら、課題克服の可能性について、調査、研究を行っているところです。</p> <p>本部・伊江間の架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、技術上及び環境上等の課題、膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えています。</p>

② 中部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望の理由
1	2 級河川・比謝川水系(福地橋から下流及び与那原川)及び天願川水系(川崎川最上流部)の浸水対策について	<p>①比謝川の福地橋から下流側 2.8km の河川整備については、当該整備区間が米軍提供施設内であることから、共同使用の申請を平成 28 年 2 月に行ったところです。</p> <p>共同使用については、平成 28 年度中の開始を予定しており、共同使用開始後、早期に工事着手したいと考えております。</p> <p>与那原川の河川整備については、比謝川合流点から約 1,200m の区間が米軍提供施設内であり、現在、早期整備に向けて、防衛省等関係機関と調整を進めているところです。</p> <p>②川崎川については、平成 28 年度に、上流部の浸水被害の発生している箇所について、被害軽減に向けた暫定的な整備が可能かどうかの調査を実施する予定となっております。</p>
2	産業廃棄物処理施設の県内平準化及びごみ山の早期改善について	<p>①沖縄市北部の産業廃棄物最終処分場の問題については、その解決に着実に取り組むため、平成 24 年 11 月に事業者、地元 3 自治会、営農団体、沖縄市及び県の 7 者で「ゴミ山の改善に</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>係る基本合意書」を締結し、情報共有を図りながら、新たな焼却施設の本稼働後 8 年以内の改善に向けて、関係者で進捗管理していくことを確認したところであります。安定型処分場については、平成 27 年 1 月末現在、覆土を含め標高 68 メートルまで廃棄物が撤去され改善されております。管理型処分場については、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出し、進捗管理していくこととしております。</p> <p>②県では、平成 26 年 1 月 29 日に生活環境保全上必要な措置を講じるよう改善命令を行っています。事業者では、最終処分場内の雨水が可能な限り地下に浸透しないよう、シートによる被覆や、覆土によるキャッピングを行っております。</p> <p>また、汚染水の地下水への拡散を防止するため、最終処分場下流域にバリア井戸を設置し、地下水のくみ上げを行い、既存の浸出水処理施設で処理しております。</p> <p>今後、事業者の実施した対策の効果について検証を行うとともに、専門家の意見を聞きながら、引き続き指導を強化していくこととしております。</p> <p>③産業廃棄物焼却施設の設置については、廃棄物処理法に基づく基準に適合していることを確認のうえ、許可しております。今後、産業廃棄物焼却施設の設置許可申請があった場合は、生活環境への適正な配慮がなされるとともに、地域住民に対して、十分な説明を行い合意形成が図られるよう指導していくこととしております。</p> <p>④公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場については、平成年 9 月に県・安和区・名護市・事業者の 4 者間で基本合意を締結し、平成年 3 月に基本計画及び基本設計の報告書がまとめられたところであります。平成年度には、実施設計を行う予定であり、今後も早期の整備を進めていきたいと考えております。</p>
3	高齢者、障がい者の権利擁護支援の体制充実について	<p>県においては、認知症高齢者や知的障害者等判断能力が十分でない方の権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、沖縄県社会福祉協議会と 7 つの基幹的な市社協を実施主体として、県内全域を対象に日常生活自立支援事業を実施しております。</p> <p>県としましては、事業の実施体制等について、今後とも市町村や関係団体等と意見交換していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	措置状況
4	<p>県道宜野湾西原線の渋滞緩和に関する対策について</p>	<p>当該区間を含めた主要渋滞箇所については、渋滞状況の調査・分析を踏まえ、現在、様々な渋滞対策案を策定しているところ です。</p> <p>当該区間の渋滞緩和を図るため、平成年度に右折車線の設置等を行っており、今後、対策効果を検証していきたいと考えて います。</p> <p>また、当該区間の拡幅整備については、普天間基地返還後の跡地利用計画との整合を図りながら、検討していきたいと考 えています。</p>
5	<p>こども医療費助成制度見直しについて</p>	<p>こども医療費助成制度は、平成 27 年 10 月から、通院の対象年齢を就学前まで拡大したところであります。</p> <p>通院対象年齢の更なる引き上げにつきましては、今回の拡大による事業費の動向を把握した上で、各市町村の意向を聴取し検討して いきたいと考えております。</p>
6	<p>ひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設を国に求めること について</p>	<p>ひとり親家庭等を対象とする医療費助成事業については、都道府県及び市町村の財政力等の違いにより、助成する対象や自己負担額に格差が生じていることは望ましくなく、本来、子育て・少 子化対策やひとり親家庭対策として国が全国統一的に実施すべきものであるため、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて、国において新たな医療費助成制度を創設するよう要望 しているところです。</p>
7	<p>比謝川の維持・管理 について</p>	<p>①河口にある嘉手納漁港は、平成 26 年 7 月 8 日の台風 8 号に伴う豪雨により、上流からの土砂が泊地及び航路に堆積する被害を受けました。このため、県では、災害査定を受け、10 月 下旬から復旧工事に着手しており、平成 27 年 4 月末に工事が完了しております。この工事では、災害分と併せ、徐々に堆積した維持管理分の土砂も浚渫しており、航行の障害は改善され ております。</p> <p>②平成 26 年 7 月の台風 8 号の記録的な豪雨による国道 58 号冠水被害について、県は、比謝川下流の氾濫シミュレーションを実施し、比謝川下流堰が今回豪雨による氾濫に影響している ことを確認しました。</p> <p>そのため、企業局、嘉手納町、読谷村等の関係機関と堰の撤去を前提に調整しているところです。</p>

番号	要望事項	措置状況
8	<p>沖縄県営嘉手納高層住宅の出入口の抜本的な対策について</p>	<p>昨年度の中部地区提出要望事項において、貴町から提案のあった団地住宅内の歩行者専用道路拡幅による車道及び歩道の設置については、入居者（特に小中学生、老人等）の安全確保の観点から団地自治会の反対意見があることを確認しています。</p> <p>現時点において、新たな車道出入口の設置等、団地敷地を活用しての抜本的対策を講じることが難しい状況にあることから、今後とも貴町と連携しながら解決策について検討していきたいと考えています。</p>
9	<p>「米軍基地内での文化財調査の支援」について</p>	<p>米軍基地内での埋蔵文化財調査の人的支援については、これまで普天間飛行場（宜野湾市）をはじめ、キャンプ瑞慶覧（宜野湾市、北谷町）、キャンプ桑江（北谷町）、陸軍貯油施設（北谷町）、嘉手納飛行場（嘉手納町）、奥間レストセンター（国頭村）、トリイ通信施設（読谷村）などの施設において実施してまいりました。</p> <p>今後も、個別具体的案件について、可能な範囲で人的支援を実施するとともに、埋蔵文化財に関する第一義的な窓口となっている市町村教育委員会における体制強化についても働きかけていきたいと考えております。</p>
10	<p>河川の早期整備について</p>	<p>小波津川の整備は、平成 15 年度に着手し、国道 329 号より下流側の 900m については、概ね整備が完了しています。</p> <p>しかしながら、下流部の一部用地難航箇所が支障となって、上流部の本格的な整備が行えないことから、土地収用法に基づく用地取得に向けて、取り組んでいるところであり、平成 28 年度中に裁決申請を行う予定になっています。</p> <p>小波津川の河川監視体制については、河川情報システムにより、河川監視カメラ画像、水位情報をインターネット上で公開するとともに、河川水位が氾濫危険水位に達した場合は、西原町等関係機関へ水位情報の通知を行っているところです。</p> <p>県としては、町と連携し平成 35 年度の完成を目指して、鋭意整備に取り組んでいきたいと考えております。</p>
11	<p>県道の早期整備について</p>	<p>県道浦添西原線の、西原町小那覇交差点（サンエー西原シティ付近）から国道 329 号与那原バイパスとの交差点までの約 1km の区間については、平成 30 年度の完成供用を目指し、鋭意、事業を推進しているところです。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>同坂田交差点から小那覇交差点までの約 2.9km の区間については、MICE 施設の完成に間に合うよう、平成 31 年度の暫定 2 車線供用を目指して取り組んでいるところです。</p> <p>県道那覇北中城線の、西原町幸地から翁長までの約 2.0km の区間については、平成 32 年度の完成供用を目指し事業を推進しており、同翁長から上原までの約 2.0km の区間については、平成 29 年度の完成供用を目指し、取り組んでいるところです。</p>
12	比謝川・長田川の氾濫対策について	<p>平成 26 年 7 月の台風 8 号の記録的な豪雨による国道 58 号冠水被害について、県は、比謝川下流の氾濫シミュレーションを実施し、比謝川下流堰が今回豪雨による氾濫に影響していることを確認しました。</p> <p>そのため、企業局、嘉手納町、読谷村等の関係機関と堰の撤去を前提に調整しているところです。</p>
13	沖縄ハシゴ道路ネットワークにおける東西連絡道路の充実について(読谷沖縄線の構想化)	<p>沖縄一読谷間をつなぐ道路については、嘉手納弾薬庫地区を通過し読谷地域と沖縄自動車道を結ぶ道路と認識しています。</p> <p>しかしながら、当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれないことから、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけは困難な状況です。</p>
14	県道 29 号線拡幅工事の南伸について	<p>県道号線(那覇北中城線)については、第一安谷屋交差点や北中城インターチェンジ出入口の交差点が主要渋滞箇所に含まれることから、対策が必要であると認識し、様々な対策案を検討しているところです。</p> <p>当該道路の拡幅整備については、広域道路網の観点からの整備の必要性や、整備効果などについて、今後、調査・検討していきたいと考えています。</p>
15	宜野湾横断道路の早期整備について	<p>宜野湾横断道路については、普天間飛行場の跡地利用に不可欠な道路であるとともに、広域道路網の拡充を図るため、重要な幹線道路であると認識しています。そのため、当該路線の整備にあたっては、返還計画の進捗等を踏まえる必要があると考えています。</p>
16	こども医療費助成事業の拡充について	<p>こども医療費助成制度は、平成年月から、通院の対象年齢を就学前まで拡大したところであります。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>通院対象年齢の更なる引き上げにつきましては、今回の拡大による事業費の動向を把握した上で、各市町村の意向を聴取し検討していきたいと考えております。</p> <p>一部自己負担金については、財政負担の大きさから持続可能な制度とするため、受益者に対して、「適正な負担」を求めています。受診回数の多い0歳児から2歳児の通院と、経済的負担の大きい入院については、一部自己負担金を導入していません。</p> <p>一部自己負担金の在り方については、様々な意見があることから、今後、各市町村と意見交換していきたいと考えております。</p>
17	未買収道路用地取得事業への沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）の活用について	未買収道路用地取得への沖縄振興特別推進市町村交付金の活用については、各地域の事情などを整理のうえ、沖縄振興特別推進交付金交付要綱等に照らし、検討していく必要があると考えております。
18	重度心身障害者医療費助成の自動償還払いの導入について	<p>平成27年度に実施した制度のあり方に係る市町村調査によると、市町村・住民の要望は、ともに要望の多い順で、自動償還、対象者の拡大、現物給付、所得制限廃止となっております。この中で、自動償還を希望する市町村は約半数の22市町村で、見直しの方向性としては、県要綱改正があれば検討するとの意見が多く挙げられております。</p> <p>自動償還払いの導入については、市町村と十分な意見交換をしながら検討していきたいと考えています。</p>

③ 南部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望の理由
1	南部の公共交通網（鉄軌道を含む）の整備について	<p>県は、沖縄本島を縦断し、那覇-名護間を1時間で結ぶ鉄軌道の導入と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け取り組むこととしております。</p> <p>鉄軌道の導入については、専門家で構成する検討委員会での議論、およびPI活動により県民と情報共有を図りながら、事業化に向けた計画案の策定に取り組んでおり、平成28年内の策定を目標に検討を進めております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>その中において、導入ルートやシステム、鉄軌道と連携するLRT等の公共交通ネットワークのあり方等について、幅広く検討を行ってまいります。</p>
2	<p>慰霊碑・戦争遺構等の保存方策の確立について</p>	<p>慰霊塔(碑)は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立されており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者の責任において行うべきであると考えております。</p> <p>しかし、各団体等が建立した慰霊塔(碑)の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない課題が顕在化していることから、県では、「慰霊塔(碑)管理のあり方討協議会」を開催し、関係市町村、関係団体等と連携しながら、慰霊塔(碑)の維持管理について、検討をしてまいりました。</p> <p>これらの慰霊塔(碑)は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであることから、県では平成27年8月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請したところであります。</p> <p>今後も、国や市町村、関係団体等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>避難壕などの戦争遺跡については、平成22年度から26年度にかけて沖縄県戦争遺跡詳細確認調査を実施し、報告書を刊行しております。本事業では、県内に所在する1,077件の戦争遺跡から145件をピックアップして測量などの詳細調査を行い、戦争遺跡の全体像を理解するための体系化も行いました。</p> <p>これまでの成果を踏まえ、指定基準や考え方を整理し、指定候補を絞り込んだ段階で、市町村に対して県指定の申請を促す予定としています。</p> <p>一方で、戦争遺跡の保全については、市町村による文化財指定等の取り組みが非常に重要となることから、市町村の取り組みに対し、可能な支援を行っていきたいと考えております。</p>
3	<p>国が定める保育利用者負担金(保育料)における「地域区分」の設定について</p>	<p>国が定める利用者負担(保育料)については、保護者の負担軽減のため、市町村において保育料軽減を行っていることを踏まえ、更なる利用者負担(保育料)の軽減が図られるよう九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国に要望しております。</p>

番号	要望事項	措置状況
4	<p>国民健康保険事業の都道府県単位での広域化について</p>	<p>市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、増え続ける医療費に対し、十分な保険税収入の確保が困難であるという構造的な課題を抱えております。</p> <p>医療保険制度については、平成年月に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村国保の財政基盤の強化を図るため公費を拡充するとともに、平成年度から、都道府県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、県と市町村の適切な役割分担の下、共同して国保事業運営を行うこととなっております。</p> <p>県としましては、新制度移行に向け、県・市町村等で構成する「沖縄県国民健康保険広域化等連携会議」及び同作業部会を活用し、市町村と連携して、国保事務の標準化・効率化・広域化に取り組んでまいります。</p>
5	<p>糸満漁港施設の早期整備と地方卸売市場の当漁港への早期再開について</p>	<p>県、関係市町村及び団体で構成する「糸満新市場建設ワーキングチーム」による検討会議を計6回開催する中で、実施設計に盛り込むための市場関係者からの要望等を集約し、平成年3月に基本設計を完了しました。</p> <p>平成年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一次加工処理場等、関連施設の基本計画の策定 ②市場関連施設や市場運営方法に関する具体的な協議等 <p>に取り組む予定です。</p> <p>県としましては、地方卸売市場の早期再開に向け、今後も関係機関団体と連携しながら取り組んでまいります。</p>
6	<p>南部東道路の建設促進及び那覇空港自動車道への直接乗り入れについて</p>	<p>南部東道路については、南風原南インターチェンジから南城市つきしろまでの約8.3kmについて、平成23年度から事業に着手しているところです。</p> <p>現在、玉城船越から佐敷新里間2kmについて、鋭意取り組んでおり、平成29年度末の供用を目指しております。全区間については、平成30年代前半の暫定2車線供用に向け、鋭意事業を推進しているところです。</p> <p>南部東道路の、つきしろインターチェンジから知念インターチェンジまでの約4kmの延伸については、地形条件が厳しいこと、また、一部、地滑り地帯があることから、詳細な検討が必要となっています。今後、当該区間の事業化については、現在事業中の区間の進捗状況を踏まえながら、南城市とも連携し、</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>検討していきたいと考えています。</p> <p>那覇空港自動車道への直接乗り入れについては、合流部の交通安全や費用対効果、多大な予算の確保など、様々な課題があることから、これら課題の克服に向け、調査・検討を行うとともに、関係機関と意見交換を行っているところです。</p>
7	<p>沖縄西海岸道路(国道331号糸満道路・豊見城道路)の早期完成について</p>	<p>沖縄西海岸道路の豊見城道路及び糸満道路については、国において整備が進められています。</p> <p>豊見城道路は平成27年度に、また、糸満道路は平成28年度に4車線で完成供用される予定とのことです。</p>
8	<p>国道331号(豊見城市名嘉地・糸満市真栄里間)の早期拡幅整備について</p>	<p>豊見城道路及び糸満道路のバイパス現道区間にあたる当該区間については、平成28年度末までの県への移管に関する確認文書を交わしており、移管に向けた協議を南部国道事務所と行っているところです。</p> <p>未整備となっている区間については、平成29年度の事業化に向け、検討していきたいと考えています。</p>
9	<p>国道507号の早期整備について</p>	<p>国道507号の八重瀬町東風平から具志頭までの八重瀬道路については、平成33年度の完成供用を目指し、鋭意事業を推進しているところです。</p>
10	<p>主要地方道糸満・与那原線の早期整備について</p>	<p>糸満与那原線の糸満ロータリー付近から国道331号糸満道路に接続する区間につきましては、平成30年度完成を目指し、鋭意事業を推進しているところであり、また、電線類地中化等を含む景観に配慮した整備を行うこととしています。</p> <p>また、糸満ロータリーについては、平成27年10月3日からラウンドアバウトの社会実験を実施し、その効果を検証した後に、本格運用へ移行することとしています。</p>
11	<p>県道糸満・具志頭線(外郭線)の早期整備について</p>	<p>糸満具志頭線については、照屋入口から市営真謝原団地までの区間約1.1kmについて、平成28年度完成を目指し、整備を進めているところです。</p> <p>国道331号兼城交差点から糸満与那原線照屋入口までの区間については、整備中の区間や糸満与那原線の進捗状況を踏まえるとともに、市道安波根兼城線の整備と整合を図りながら、検討していきたいと考えています。</p>

番号	要望事項	措置状況
12	<p>県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について</p>	<p>(1) 県道 68 号線から市道 25 号線までの区間約 980m については、平成 30 年度の完成供用を目指し、整備を進めているところです。</p> <p>県道 68 号線の上田交差点から上田交番までの区間 140m については、電線共同溝の設置と合わせ、平成 28 年度の完成を目指し、取り組んでいるところです。</p> <p>(2) 県道東風平豊見城線の上田交差点から八重瀬町東風平までの区間については、これまでに概ねの計画ルートを決しており、平成 28 年度から予備設計を行い、平成 30 年度に事業着手していきたいと考えています。</p> <p>(3) 当該道路の南城市大里までの延伸については、南部圏域で進められている、那覇空港自動車道、南部東道路及び国道 507 号等、主要幹線道路の整備に伴う、交通量の変化を踏まえ、検討していきたいと考えています。</p>
13	<p>県道 52 号線並びに県道 131 号線の早期整備について</p>	<p>(1) 県道 52 号線の八重瀬町富盛交差点から新城までの整備については、国道 507 号八重瀬道路事業の進捗状況を勘案し、検討していきたいと考えています。</p> <p>(2) 要望箇所は、現在片側歩道として整備されています。今後、対面側の歩道整備については、交通量や歩行者の道路利用状況を勘案しながら検討していきたいと考えています。</p>
14	<p>「平和の道線」の早期事業推進について</p>	<p>糸満市山城から同市真栄里までの約 7.8km 区間の平和の道線(糸満与那原線)については、平成 30 年代前半の完成供用を目指し、鋭意事業を推進しているところです。</p> <p>当該道路の平和祈念公園までの延伸整備については、事業中区間の完成供用後の交通状況を踏まえ、検討していきたいと考えています。</p>
15	<p>県管理道路の植樹帯等の維持管理について</p>	<p>平成 28 年度の植栽管理費については、県単道路維持費を増額して雑草対策に取り組むこととしております。</p> <p>雑草対策としては、除草の回数増とあわせて、平成 26 年度から取り組んでいる「沿道景観の技術研究開発検討委員会」で検討している雑草抑制効果のある植物を活用した防草技術等により、効率化を図っていく予定であります。</p> <p>また、道路ボランティア団体による植栽管理の拡充に向け、広報や活動支援を強化していくこととしております。</p>

番号	要望事項	措置状況
16	那覇空港自動車道(小禄道路)の整備事業における瀬長島交差点の早期整備について	瀬長島交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出した主要渋滞箇所に含まれており、那覇空港自動車道小禄道路の整備を行っている国においては、平成27年度に交差点改良工事を行ったところです。
17	バス停への上屋等の設置について	<p>県においては、公共交通の利便性を向上させるため、平成25年度から、低床バス対応のための歩道改良と合わせて、バス停下屋やベンチの設置を行っております。</p> <p>これまでに、20基のバス停下屋を整備しており、今後とも、計画的に整備を進めていく考えであります。</p> <p>基幹バスシステムの導入に向け、国道58号久茂地交差点から国道330号コザ十字路までの区間を対象に、バス停標識のグレードアップを平成26年度から実施しております。また、上屋が設置可能な箇所については、道路管理者及びバス事業者との協議を踏まえ、上屋等の設置を進めてまいりたいと考えております。</p>
18	信号機の設置について	信号機設置につきましては、県内全域から要請があり、道路の構造、事故形態、事故発生の頻度や危険性、交通量等を調査、検討し、信号機設置の必要性を総合的に判断してまいりたいと考えております。
19	特別支援教育への財政措置について	<p>公立小中学校等施設におけるバリアフリー化については、国の補助制度等を活用して整備が進められているところです。</p> <p>県としましては、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会を通し、国に対して補助率の拡充や補助対象の下限額の緩和などを図るなど、更なる財政措置の拡充を求めているところであります。</p>
20	こども医療費助成事業の拡充について	<p>こども医療費助成制度は、平成年月から、通院の対象年齢を就学前まで拡大したところであります。</p> <p>通院対象年齢の更なる引き上げにつきましては、今回の拡大による事業費の動向を把握した上で、各市町村の意向を聴取し検討していきたいと考えております。</p>
21	「耐爆チャンバー」の導入について	不発弾の処理につきましては、住民の安心・安全の確保を図るとともに、その負担軽減等に努めて行く必要があります。

番号	要望事項	措置状況
		<p>耐爆チャンバーにつきましては、県外企業において開発が進められておりましたが、試作機の完成に伴い、平成 28 年 1 月に不発弾処理における耐爆容器動作確認等の見学会が行われております。</p> <p>今後、沖縄不発弾等対策協議会において同方式における十分な安全性等が確認されれば、県内の不発弾処理における耐爆チャンバーの導入について図られていくと考えております。</p> <p>県としましても、早期導入に向け、関係市町村と連携しながら取り組んでまいります。</p>
22	離島航路補助事業費の拡充について	<p>離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖縄県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して運航に伴い生じた欠損額を補助しております。</p> <p>県としましては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のためには、今後とも、国、県及び市町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であると考えております。</p> <p>なお、市町村補助の 8 割について、特別地方交付税による補填がされております。</p>
23	高速大容量通信回線（FTTH 網）の整備について	<p>(1) 中継伝送路の整備については、平成年度から年度にかけて、「離島地区情報通信基盤整備推進事業」を実施しており、今年月末には完成予定となっております。この事業により、沖縄本島と南部離島町村が海底光ケーブルで結ばれ、高速大容量かつ 2 ルート化された中継伝送路が完成し、超高速ブロードバンド環境の整備が可能となります。</p> <p>本来、島内における光ファイバー網の整備は、民間通信事業者が主体となることが基本ですが、離島においては採算性などの課題があることから、民間による整備が進まない状況にあります。</p> <p>そのため、平成年度から、陸上部における光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施することとしております。</p> <p>(2) 久高島を含む市町村内の小規模離島における超高速通信網の整備については、様々な課題があるため、今後、需要見込み等を考慮し、整備手法や維持管理の方法、費用負担等について</p>

番号	要望事項	措置状況
		調査・検討を行い、関係市町村及び通信事業者と協議していきたいと考えております。
24	情報通信の格差是正について	<p>本来、島内における光ファイバー網の整備は、民間通信事業者が主体となっていくことが基本であります。離島においては採算性などの課題があることから、民間による整備が進まない状況にあります。</p> <p>そのため、平成年度から、陸上部における光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施することとしており、阿嘉島、慶留間島を含む座間味島全域についても整備を行う予定としております。</p> <p>また、南北大東島については、整備手法や維持管理の方法、費用負担等について、平成年度において調査、検討を行い、関係市町村及び通信事業者と協議していきたいと考えております。</p>
25	廃棄物処理困難物の回収ルートについて	<p>一般廃棄物処理については、各市町村が区域内における収集、運搬、適正処理等に係る一般廃棄物処理計画を定めて取り組むことになっております。</p> <p>このため、各市町村が同計画に基づき、財政状況を勘案しながら、より効率的な処理体制を構築することが基本であると考えております。</p> <p>なお、県におきましては、平成 25 年度から離島市町村のごみ処理広域化調査を実施し、廃棄物処理施設の広域化や運搬ルートの合理化等について検討を行っており、その結果を踏まえ、処理困難物の処理・回収についても、検討していきたいと考えております。</p> <p>離島地域における産業廃棄物の処理については、処理業者の経営基盤が弱く、産業廃棄物処理施設の数や規模が十分でないことから、沖縄本島への輸送により処理コストが割高となるなど、適正処理の確保が課題となっております。</p> <p>そのため県におきましては、効率的な処理体制の整備に向け、平成 23 年度には、島しょ地域循環資源活用促進事業を実施し、コンテナへの積み込み方法の改善や事業者の連携・集約化により、輸送コストの削減の可能性を確認しております。</p> <p>県では、当該事業を受け、関係者に対し必要な助言を行っているところであり、今後、産業廃棄物税を活用したりサイクル施設整備等への補助事業の活用についても周知してまいります。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>なお、リサイクルポートとして位置づけられている中城湾港と宮古・石垣を結ぶ航路が、平成26年11月から民間会社により週1便就航しており、その帰路便をリサイクル品の輸送に活用することにより輸送コストの低減化が促進できるものと考えております。</p>
26	水道事業について	<p>県では、水道サービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでおります。平成26年11月には、県、県企業局、沖縄本島周辺離島8村(渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村)の3者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結、本島周辺離島8村の水道広域化を平成33年度までに実施する予定となっております。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p> <p>今後は、県と関係市町村において課題の抽出や認識の共有を図り、広域化に向けた具体的な取組の検討を行うこととしております。</p>
27	離島航路船舶建造費に対する財政支援について	<p>離島航路就航船舶の代替建造支援につきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用した離島航路運航安定化支援事業により、離島住民のライフラインである離島船舶を確保・維持し、離島の定住条件の整備を図るため、航路事業者が船舶を建造又は購入する際の経費を補助しております。</p> <p>具体的には、離島地域の中でも特に定住条件が厳しい小規模離島の赤字航路に就航する貨客船を対象とし、補助率は、市町村が事業主体となる公営航路の場合は10分の9、航路事業者が民間の場合は10分の8としております。</p>
28	自動車リサイクル法における離島対策について	<p>(公財)自動車リサイクル促進センターでは、使用済自動車を離島から沖縄本島へ海上輸送する際の費用の8割を支援する離島対策支援事業を実施しているところです。</p> <p>同センターによると、本事業で財政支援を受ける受益者にも一定の負担をしてもらうことが適正であり、市町村においても業務の効率化を促すことになるため、出えん率の上限を8割にしているとのことでした。</p> <p>県としては、海上輸送費の低減化が図られ同事業が円滑に促</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>進されるよう、離島市町村に対して必要な助言を行っていくこととしております。</p>
29	<p>那覇港泊埠頭の整備及び港湾機能再編計画の見直しについて</p>	<p>要望事項について、那覇港管理組合は、泊ふ頭を利用する関係7町村と「泊ふ頭整備に関する調整会議」を設置し検討を行ってきたところであります。それぞれの検討結果は以下のとおりとなっております。</p> <p>① 那覇港管理組合は、現状においても岸壁背後の施設用地が狭いことから、とまりんからのボ-ディングブリッジを設置するとさらに手狭になるため、ボーディングブリッジは設置せず、ふ頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことです。</p> <p>② 那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、可動橋は設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討するとのことです。</p> <p>③ 那覇港管理組合は、現在の渡嘉敷・座間味高速船乗り場の箇所では、水域が狭く浮き栈橋の設置は困難とのことです。 安里川の河口に位置する2号物揚場の箇所については、スペース的には浮き栈橋の設置が可能とのことですが、現在利用している観光船との係留場所の調整や荒天時の対策、さらに河川管理者との協議等の課題があり、那覇港管理組合は関係者や利用者との調整を行い検討するとのことです。</p> <p>④ 那覇港管理組合は、陸上電力供給施設の整備について、平成28年度に整備する予定とのことです。</p> <p>⑤ 那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、平成28年度の完成を目指しているとのことです。</p> <p>⑥ 那覇港管理組合は、現在、那覇港港湾計画の改訂に向け、「那覇港長期構想検討委員会」を設置し、将来の那覇港のあり方を議論しているところです。</p> <p>泊ふ頭を拠点とする周辺離島フェリーを那覇ふ頭に集約する既定の計画について、那覇港管理組合は、泊ふ頭を利用する7町村の意向を踏まえ、周辺離島航路は引き続き泊ふ頭を利用する方針に見直し、平成27年3月26日に開催した第3回の長期構想検討委員会に提案したとのことです。</p> <p>今後は、同委員会における議論を踏まえ、那覇港港湾計画改訂の中で、周辺離島拠点ゾーンを含め、港湾空間の利用計画を</p>

番号	要望事項	措置状況
		決定していくとのことです。
30	南・北両大東空港の照明設備の整備について	<p>南北大東空港における常設の夜間照明の整備については、夜間急患搬送の安全性を高め、離島住民の安全・安心を確保する観点から重要な課題であると認識しております。平成27年度に工事に着手し、平成28年度の供用を目指して取り組みます。</p>
31	土砂災害等の防止対策事業の推進について	<p>武富ハイツ北側の斜面一帯は、過去に県と糸満市が崩壊防止対策等の工事を実施した区域であります。近年、その一部区域において斜面の変状が見られます。</p> <p>県では、これまでも現地調査を実施し、必要な維持補修工事を行ってきたところであります。</p> <p>平成26年度から糸満市が施工した箇所について調査を実施し、その結果を市、地域住民へ適宜説明するとともに、糸満市と連携しながら抜本的な対策を行うこととしております。</p> <p>また、県が施工した箇所については、現在、調査測量及び実施設計を行っているところであり、平成28年度から対策工事に着手することとしております。</p> <p>潮平地区の地すべり危険箇所については、平成27年度に変状調査を実施し、その結果、地すべりの変状が見られないことから、今後、変状が見られた段階で、対策の必要性について検討することを地域住民に説明したところであります。</p>
32	沖縄戦跡国定公園内八重瀬町具志頭海岸一帯の整備について	<p>沖縄戦跡国定公園内の八重瀬町具志頭地域については、これまで公園事業として、休憩所3棟、公衆便所2棟、車道、歩道及び駐車場の整備を行っているところです。</p> <p>また、平成27年度から平成28年度にかけて、老朽化した休憩所1棟の設計業務と建て替え工事を行うこととしております。</p> <p>展望台や同施設については、他施設の老朽化等の状況を踏まえつつ検討してまいります。</p>
33	県道南風原与那原線と県道糸満与那原線を結ぶ新たな県道整備について	<p>県道南風原与那原線と上与那原交差点を結ぶ道路の新設については、国において整備が進められている与那原バイパスや南風原バイパスの、供用後の交通量の変化を踏まえ、検討していきたいと考えています。</p>

番号	要望事項	措置状況
34	黄金森公園線（宜野湾南風原線）の早期整備について	南風原町照屋北交差点から新南風原交差点までの区間 900m については、平成 22 年度から事業に着手しているところであり、平成 30 年代前半の完成供用に向けて、鋭意事業を推進しているところです。
35	久米島空港への給油施設の整備について	<p>燃料給油施設は、空港の基本施設でないことから、補助対象外となります。</p> <p>また、県管理空港で燃料給油施設がある空港は、新石垣空港のみであり、民間が設置・運営しております。</p> <p>給油施設の整備にあたっては、航空燃料事業の採算性、整備後の給油施設の維持管理などの課題があるため、今後、関係機関と連携して、給油の方法等も含め検討していきたいと考えております。</p>
36	沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館（仮称）の設置について	<p>沖縄県平和祈念資料館は、全戦没者の追悼と恒久平和の祈念、平和の発信と創造、平和教育の場としての役割を担っております。</p> <p>沖縄戦当時は、全市町村が戦禍に巻き込まれ、被害を受けましたが、現資料館において沖縄戦の実相と教訓を継承することを目的に、各地から沖縄戦に関する資料が集められております。</p> <p>このことから、現状どおり、沖縄県平和祈念資料館へ機能を集約させることで、県内外に平和を発信する拠点としての役割を果たせるものと考えます。</p>
37	粟国港の改修について	<p>粟国港の港内静穏度向上対策については、平成 23 年度より調査検討を行い、平成 26 年度に産業用岸壁の撤去、消波護岸の設置、船尾岸の改良等の対策方針を取りまとめました。</p> <p>これらの対策方針に基づき、平成 27 年度に実施設計を行い、平成 31 年度の完成を目指し、鋭意事業を推進しているところでもあります。</p>
38	消波ブロックの設置について	<p>県では、沖防波堤付近の航路口における波浪の観測・解析、フェリー運航記録等の整理を行う業務を、平成 26 年 3 月初旬に完了したところでもあります。</p> <p>さらに、平成 25 年 8 月に別途委託した沖防波堤の改良案検討業務と併せ、消波ブロック設置、泊地拡張等対策工法の総合的検討を行ったところでもあります。</p>

番号	要望事項	措置状況
		この検討結果に基づき事業を計画し、平成27年度に特定漁港漁場整備事業として新規採択されたところであります。 県としましては、引き続き、沖防波堤周辺の消波ブロック設置等渡名喜漁港の整備を推進してまいります。
39	亀池港湾整備について	現在、南大東村では南大東漁港(南大東地区)、北大東村では南大東漁港(北大東地区)が整備中であります。 亀池港の小型船だまりの整備については、現在、整備が進められている漁港の利用状況を踏まえ検討していきたいと考えております。
40	北大東港北地区への船溜まり場の整備について	現在、北大東村では南大東漁港(北大東地区)が整備中であります。このような状況を踏まえ、北地区の小型船溜まりの更なる整備については、その必要性について検討していきたいと考えております。

④ 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項	要望の理由
1	先島旅客航路の再開について	平成27年度に県内外の航路事業者にはアリングを行ったところ、地元航路事業者が興味を示していることから、今後、就航可能性について、関係機関を含め調整していくこととしております。
2	ものづくり産業(製造業)の育成支援について	ものづくり産業の基盤強化と育成については、全県共通の課題であります。現在、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区の一角にサポーティング産業集積促進ゾーンを設定し、県内外の技術を持った企業を集積させることで、技術の県内化と企業間連携を促し、県内のものづくり基盤技術の高度化に取り組んでいるところです。 こうした取組をもとに、今後、県内各地域とどのような連携が可能か、効果的な実施体制のあり方も含めて検討していきたいと考えています。
3	宮古管内の高校における建築科の設置について	現在、学校から建築科設置の要望はありません。また宮古地区の工業に関する学科の状況として、宮古工業高等学校に「自動車機械システム科」、「電気情報科」の2科2クラスが設置さ

番号	要望事項	措置状況
		<p>れていますが、ここ数年は入学定員を満たすことができておりません。</p> <p>このような状況等を踏まえ、宮古地区における建築科の必要性については、今後、学校等と意見交換をまいります。</p>
4	<p>島嶼型スマートコミュニティ実証事業の成果活用に向けた支援について</p>	<p>平成24年度より宮古島市において、IT技術を活用した地域エネルギーマネジメントシステム(EMS)の実証等を実施しているところ。引き続き、課題解決を図りながら、宮古島市と連携して実証に取り組んでまいります。</p>
5	<p>天然ガス資源の有効活用へ向けた支援について</p>	<p>平成24年度に開始した「天然ガス資源活用促進に向けた試掘調査事業」では、宮古島市城辺保良において、掘削深度mの試掘を実施し、天然ガスの産出を確認しました。</p> <p>完成した試掘井については、市と連携し、その具体的な利活用の検討を進めているところであり、円滑な利活用が図られるよう、鉱業権及び試掘井の譲渡等に向け、引き続き連携してまいります。</p>
6	<p>「宮古島バイオエタノールプロジェクト」の事業化の支援について</p>	<p>平成24年度から平成年度にかけて、「離島地域エネルギー自給高度化支援事業」を実施し、バイオエタノール生産過程で排出される蒸留残渣液などの高付加価値化研究開発に支援を行いました。その成果として、液体肥料の開発・登録に至り、バイオエタノールの生産コストの低減に資する支援ができたものと考えております。</p> <p>また、県では、温暖化対策として「バイオマスの利用」を促進しているところであり、本プロジェクトの事業化支援については、近年の技術開発や社会情勢等を踏まえながら、事業効果や波及性等について宮古島市と調整していきたいと考えております。</p>
7	<p>介護保険制度における特別地域加算分の財政支援について</p>	<p>離島等に対する介護保険特別地域加算による上乘せ分については、基本額と同様にその給付に必要な費用に対して、50%が公費負担(※居宅給付費の場合、国25%、県12.5%、市町村12.5%)となっていますが、県では、国に対し、給付費に係る国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者及び地方財政の負担軽減を要望しているところ。です。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>また、離島等における利用者の自己負担についても、特別地域加算に係る利用者負担軽減制度があるものの、当該制度を活用してもなお、離島等以外の地域よりも上回っているため、国に対し、公平を図る観点から制度の見直しを要望しております。</p>
8	<p>国立療養所宮古南静園の将来構想について</p>	<p>将来構想の実現に向けては、九州地方知事会等を通して、「国の責任による、協議の場の設置、計画への入所者や地方公共団体等の意見の反映、並びに計画実現のための体制づくり」の実施を国に要望しております。</p> <p>また、関係機関が意見交換を行うことを目的とした、「沖縄県内の国立ハンセン病療養所の将来構想の実現に向けての検討会議」の開催を予定しております。</p> <p>県としては、今後とも、入所者の意向を最優先に考慮した上で、地域住民等の意向も反映させるよう、南静園や宮古島市等関係機関と連携し、将来構想の実現に向けて協力していくとともに、将来構想の実現に向けた施策を講じるよう国に要望してまいります。</p>
9	<p>平良港における漲水地区再編事業の推進について</p>	<p>県は、平良港における、大型化するコンテナ船とクルーズ船に対応した張水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業の推進について、沖縄県港湾協会が毎年行っている要請活動の中で宮古島市と一体となって国に働きかけていくことにしております。</p>
10	<p>離島の水道事業体への支援について</p>	<p>離島水道事業体への財政支援については、国の高率補助による施設整備や水道事業債に対する交付税措置等により支援が行われております。離島地域の安定的な水道サービスを維持するため、これからも国に対して現行制度の継続や予算確保について要望してまいります。</p>
11	<p>学校給食用物資購入費の補助について</p>	<p>県教育委員会では、「へき地における食に関する支援事業」について、全国学校給食会連合会を通して事業の継続等を国へ要望してまいりましたが、本事業は平成24年度で終了となりました。</p> <p>なお、県学校給食会の取扱物資は、全県統一価格となっております。</p> <p>県教育委員会としましては、引き続き、離島・へき地の学校給食の充実と円滑な実施が図られるよう、市町村と連携してい</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>きたいと考えております。</p>
12	<p>県立八重山病院、宮古病院の宿泊施設の整備について</p>	<p>県立八重山病院及び県立宮古病院は、急性期医療を行う地域の中核病院として、圏域内で完結できる医療を提供する役割を担っています。</p> <p>このため、入院患者の家族等が宿泊できる施設については、地元自治体や関係団体が主体で行う支援事業などに対して、協力していきたいと考えております。</p>
13	<p>フェリー貨物運賃助成について</p>	<p>多良間航路におけるフェリー貨物運賃コストの低減については、平成 28 年度から多良間島を含め 19 離島を対象に小売店へ輸送される食品等の輸送経費等を対象離島市町村と協調して補助する「離島食品・日用品輸送費等補助事業」を実施することとしております。</p>
14	<p>情報通信基盤整備について</p>	<p>本来、島内における光ファイバー網の整備は、民間通信事業者が主体となることが基本であります。離島においては採算性などの課題があることから、民間による整備が進まない状況にあります。</p> <p>そのため、平成 28 年度から、陸上部における光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施することとしております。</p>
15	<p>中層浮魚礁の設置について</p>	<p>中層浮魚礁を設置する場合は、想定される事業主体が、沖縄海区漁業調整委員会等関係機関と事前調整を行う必要があります。</p> <p>県としましては、その結果を踏まえ、関係市町村及び漁協と調整のうえ、適切に対応したいと考えております。</p>
16	<p>多良間港前泊地区の整備について</p>	<p>多良間港前泊地区の上屋整備については、多良間村が事業主体となり、平成 28 年度に沖縄振興特別推進交付金を活用して整備する予定と聞いております。</p>
17	<p>学校給食物資購入補助と冷凍食品流通設備の整備について。</p>	<p>学校給食費につきましては、当該地域の児童生徒の教育に責任を有する市町村教育委員会が主体的に判断し、適切に対応しているものと考えております。</p> <p>現在、県内において給食費の全額助成を実施している自治体</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>は5町村で、一部助成が17市町村となっております。</p> <p>県教育委員会としましては、学校給食に使用される食材が安全・安心であることに加え、その価格の低廉化が図られるよう、沖縄県学校給食会と連携して取り組んでいるところです。</p> <p>なお、多良間島に搬送される冷凍物資に関しては、すでに沖縄県学校給食会において保冷库購入などの対応を行い、6月から輸送が始まっております。</p>
18	学校空調設備維持費の財政支援について	<p>小・中学校の空調設備の維持費については、学校設置者である当該市町村において負担すべき経費であると考えております。</p> <p>県としましてはこれらの維持費について、地方交付税措置するよう国へ要望しているところであり、快適な学習環境が確保できるよう、その実現に努めてまいります。</p>

⑤ 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項	要望の理由
1	医師の安定確保について	<p>県立八重山病院においては、その地理的条件を踏まえ、可能な限り地域内で完結できる医療提供体制の充実に努めていく必要があると考えております。</p> <p>このことから、病院事業局ではあらゆる手段を講じて、医師や看護師などの確保を図り、医療提供体制の充実及び医療環境の向上に努めているところであります。</p>
2	新川川河口の再生について	<p>河川事業は、洪水等の災害防止や正常な流水機能の維持等を主たる目的としていることから、河川内の赤土の除去を目的とした事業は行っていません。</p> <p>河川に流入する赤土につきましては、発生源での対策が最も有効であり、関係機関と連携を図りながら河川への赤土流出防止に取り組んでいるところです。生活雑排水については、下水道整備等地元における対応が必要と考えています。</p> <p>また、管理用通路につきましては、定期的に草刈りを実施しており、今後も引き続き維持管理に努めていきたいと考えています。</p>

番号	要望事項	措置状況
3	尖閣諸島資料館の建設について	<p>尖閣諸島を含めた、領土に関する国民世論等の啓発については、政府において、広報啓発イベントを実施するなど、国民の関心を高めるための取組が行われているところであり、沖縄県もその取組に協力しているところであります。</p> <p>沖縄県としては、引き続き、政府と連携しながら、取り組んでまいりたいと考えており、尖閣諸島資料館の建設については、このような状況を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
4	水族館建設について	<p>水族館の整備主体が民間事業者であれば沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域制度による税制優遇の支援を受けることができます。</p> <p>水族館の整備にあたっては整備コスト・運営コストのみならず、安定した管理運営主体の確保、費用対効果の検証等が重要と考えておりますので、こうした諸条件が明らかになった段階で支援の必要性及びあり方について検討したいと考えています。</p>
5	旧石垣空港跡地利用の推進について	<p>旧石垣空港は敷地面積が約 47 ヘクタールと広大で、中心市街地に近いことから、石垣市において旧空港の跡地利用計画を早期に策定することが必要と考えています。</p> <p>県としては、市が開催する「石垣空港跡地利用連絡協議会」等において跡地利用計画の策定に協力していきたいと考えています。</p>
6	南大浜地区の雨水対策の推進について	<p>石垣市においては、現段階で当該地区の排水施設整備スケジュールは未策定であり、旧石垣空港跡地を含む土地利用計画及び道路整備計画等、他の計画と連携を取りつつ、事業区分、事業スケジュールを決定する予定と聞いております。</p> <p>県としては、市において排水施設整備が事業化された場合は、国の交付金の予算配分について配慮していきたいと考えております。</p>
7	へき地学校給食支援に関する補助制度の拡充について	<p>県教育委員会では、「へき地における食に関する支援事業」について、全国学校給食会連合会を通して事業の継続等を国へ要望してまいりましたが、本事業は平成 24 年度で終了となりました。</p> <p>なお、県学校給食会の取扱物資は、全県統一価格となっております。</p>

番号	要望事項	措置状況
		<p>ります。</p> <p>県教育委員会としましては、引き続き、離島・へき地の学校給食の充実と円滑な実施が図られるよう、市町村と連携していきたいと考えております。</p>
8	<p>沖縄県立図書館八重山分館廃止に伴う収蔵庫建設について</p>	<p>県教育委員会としましては、八重山地域への支援として、分館が所有する8万余の蔵書、蔵書に係るデータ、備品等を地元で活用していただきたいと考えております。</p> <p>さらに、竹富町、与那国町を含む図書館未設置町村への支援として、一括貸出のセット内容の充実や、移動図書館での読書講演会等の実施及び地域課題に対応したコーナーの設置など、離島読書活動支援事業等の更なる充実にも取り組んでいきます。</p> <p>今後も三市町と十分に意見交換を行い、八重山全体の図書館サービスを支援していきたいと考えております。</p> <p>収蔵庫の整備につきましては、八重山分館を廃止した経緯から県での整備は困難です。</p>
9	<p>白浜港湾入り口付近の岩礁除去について</p>	<p>白浜港湾入り口付近の岩礁については、現在利用する船舶の入港に支障はありませんが、今後、船舶の大型化の可能性調査や、船主へのヒアリングを行い、岩礁除去の対策の必要性について検討していきたいと考えております。</p>
10	<p>西表島、県道白浜南風見線の延伸整備について</p>	<p>一般県道白浜南風見線は、西表島西部の白浜を起点とし、東部の豊原に至る、延長約53kmの道路です。</p> <p>豊原から南風見田海岸までの、町道豊原7号線延長約2.6kmを県道として整備することについては、将来の土地利用や地域開発等を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えています。</p>
11	<p>イリオモテヤマネコの事故防止について</p>	<p>イリオモテヤマネコの事故防止については、小動物横断函渠(ネコボックス123箇所)や、イリオモテヤマネコに車の横断を音で知らせる舗装の工夫(ゼブラ舗装)等のハード面での対策を実施しております。</p> <p>県道白浜南風見線の除草については、年2回程度の業務委託やボランティアの協力により対応しております。</p> <p>平成27年度は、事故多発区間にてドライバーがイリオモテヤマネコの飛び出しを見えやすくするために除草を3回実施し</p>

番号	要望事項	措置状況
		ております。
12	島内の光ファイバー網の整備について	<p>本来、島内における光ファイバー網の整備は、民間通信事業者が主体となることが基本ですが、離島においては採算性などの課題があることから、民間による整備が進まない状況にあります。</p> <p>そのため、平成28年度から、陸上部における光ケーブルを敷設する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施することとしております。</p>
13	久部良漁港の整備について	<p>県では、違法操業を行う外国漁船の取締り体制強化について、漁業関係団体とともに、継続して国等に要請しているところがあります。</p> <p>また、久部良漁港の整備については、水産庁の漁業取締船の利用実態等、整備に必要な調査を進めるとともに、国や町等関係機関と連携し事業化の可能性を検討してまいります。</p>
14	与那国空港の整備について	<p>県管理空港の管理運営については、施設の改修は沖縄県が行っており、日常の施設の維持管理については、県条例に基づき地元自治体が行っております。</p> <p>与那国空港では、平成27年度から場周柵更新に取り組んでいます。</p> <p>なお、旅客ターミナルの整備については、今年度実施する県管理空港のターミナル耐震調査の結果を踏まえ、安全性・緊急性等の面から優先順位を決めて対応することとしております。</p>
15	地下ダム整備について	<p>与那国町のかんがい用水の確保については、過去に国が行った調査において、地下ダムの建設が検討されております。その調査結果を踏まえ、国営かんがい排水事業の導入が検討されましたが、いくつかの課題があり、採択に至らなかったと聞いております。</p> <p>県としましては、これまでの経緯を踏まえ、課題の解決に向けて町と連携して取り組むとともに、引き続き、農業生産基盤の整備に努めてまいります。</p>
16	一括交付金の改善について	<p>沖縄振興特別推進交付金は、交付率が8/10であることに加え、地方交付税措置により実質的には9/10となっており、全国的に見ても裏負担が小さい沖縄県独自の制度となっております。</p> <p>沖縄振興特別推進交付金を活用した基金事業については、その要件が沖縄振興特別措置法に定められ、限定されております。</p>

平成28年度 市町村要望事項

① 北部地区提出要望事項

1. 北部地域における基幹病院整備について
2. 名護市県立高等学校北部合同寄宿舎「さくら寮」の運営支援について
3. 地域交通体系の構築について
4. 自然環境再生事業の推進について
5. 塩屋湾の港湾整備について
6. 消防防災ヘリポート建設及び消防防災ヘリ運航について
7. 国道505号の今帰仁村界から名護市呉我区までの歩道設置について
8. 沖縄県戦略品目以外の作物についての施設整備事業について
9. 地域高規格道路「名護東道路」の本部方面への延伸について
10. 瀬底島内一周道路の整備について
11. 県道104号線及び県道6号線の整備促進について
12. 沖縄県県民の森再整備事業について
13. 宜野座横断道路(県道)の整備促進について
14. 城原・ギンバル横断道路事業について
15. スマートインターチェンジの設置について
16. 県立移民資料館(仮称)の誘致について
17. 伊江港港湾整備事業の早期促進について
18. 伊江島空港の有効活用について
19. 「アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ」の根絶防除事業について
20. 農業農村整備事業の採択について
21. 修学旅行民家体験泊について

22. 医師確保について
23. 空港建設について
24. 運天港ターミナル施設の改善について
25. 基幹水利施設管理事業に代わる制度の創出について
26. 離島架橋整備の推進について

② 中部地区提出要望事項

1. 2級河川・比謝川水系(福地橋から下流及び与那原川)及び天願川水系(川崎川最上流部)の浸水対策について
2. クルーズ船受入環境整備について
3. (仮称)「耐爆チャンパー」の導入について
4. こども医療費助成事業の拡充について
5. 比謝川の維持・管理について
6. 「西原バイパス(仮称)の早期事業化」について
7. 南西石油閉鎖問題について
8. 比謝川・長田川の氾濫対策について
9. (仮称)沖縄読谷線について
10. 県道29号線拡幅工事について
11. 宜野湾横断道路の早期整備について
12. 生活困窮者自立支援法における「子どもの学習支援事業」の充実について

③ 南部地区提出要望事項

1. 南部の公共交通網(鉄軌道を含む)の整備について
2. 慰霊碑・戦争遺構等の保存方策の確立について
3. 国が定める保育利用者負担金(保育料)における「地域区分」の設定について
4. 都道府県による安定的かつ効率的な国民健康保険制度運営の早期実現につ

- いて
5. 糸満漁港施設の早期整備と地方卸売市場の当漁港への早期再開について
 6. 南部東道路の建設促進及び那覇空港自動車道への直接乗り入れについて
 7. 沖縄西海岸道路(国道331号糸満道路・豊見城道路)の早期完成について
 8. 国道331号(豊見城市名嘉地・糸満市真栄里間)の早期拡幅整備について
 9. 国道507号の早期整備について
 10. 主要地方道糸満・与那原線の早期整備について
 11. 県道糸満・具志頭線(外郭線)の早期整備について
 12. 県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について
 13. 県道52号線並びに県道131号線の早期整備について
 14. 「平和の道線」の早期事業推進について
 15. 県管理道路の植樹帯等の維持管理について
 16. 那覇空港自動車道(小禄道路)の整備推進と瀬長島交差点の早期整備について
 17. バス停への上屋等の設置について
 18. 信号機の設置について
 19. 特別支援教育への財政措置について
 20. こども医療費助成事業の拡充について
 21. 「耐爆チャンバー」の導入について
 22. 特別弔慰金請求事務に対する国の助成制度の確立について
 23. 離島航路補助事業費の拡充について
 24. 高速大容量通信回線(FTTH網)の整備について
 25. 情報通信の格差是正について
 26. 廃棄物処理困難物の回収ルートについて
 27. 水道事業について
 28. 那覇港泊埠頭の整備及び港湾機能再編計画の見直しについて
 29. フェリーニュー久米島の代替船建造費に対する財政支援について
 30. 南・北両大東空港の照明設備の整備促進について
 31. 南・北大東空港待合室の拡張整備について
 32. 高速船代船建造支援について
 33. 土砂災害等の防止対策事業の推進について
 34. 沖縄戦跡国定公園内八重瀬町具志頭海岸一帯の整備について
 35. 県道糸満与那原線のバイパス整備について
 36. 那覇-久米島間の航空運賃の低減について
 37. 沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館(仮称)の設置について
 38. 航空機の定期運航について
 39. フェリー運賃の低減(対象拡大)について
 40. 農畜産物集出荷貯蔵施設整備について
 41. 北大東港北地区への船溜まり場の整備について
- ④ 宮古地区提出要望事項
1. 下地島空港と周辺残地の利活用促進について
 2. 超高速ブロードバンド環境の早期整備について
 3. 平良港における漲水地区再編事業の推進について
 4. 宮古地区国営造成施設応急対策事業の支援について
 5. 独立行政法人種苗管理センターの宮

- 古島市への誘致について
6. 県営宮古広域公園の早期整備について
 7. 中央児童相談所・宮古分室の早期設置について
 8. 天然ガス資源の有効活用へ向けた支援について
 9. 「宮古島市バイオエタノールプロジェクト」の事業化の支援について
 10. 家畜伝染病予防法に基づく動物検疫上の早期指定港化および水際防疫対策の強化について
 11. 子宮頸がんワクチン接種後の症状に対する支援について
 12. 農業農村整備について
 13. 貯水池の修繕について
 14. 離島における産業廃棄物の処理について
 15. 小規模離島医療の充実について
 16. 水道事業の広域化促進について
 17. 学校空調設備維持費の財政支援について
 18. フェリー貨物運賃助成について

2. 国際線の定期便誘致について
3. 電線類地中化の推進について
4. 発達障がい児(者)への早期支援体制の整備について
5. 旧石垣空港跡地利用の推進について
6. 尖閣資料館の建設について
7. 八島町横断歩道橋の整備について
8. へき地学校給食費支援に関する補助制度の整備について
9. 沖縄漁業基金事業について
10. 離島・へき地医療の向上について
11. 西表島、県道白浜南風見線の延伸整備について
12. 沖縄県における水道広域化推進について
13. 仲間港の港湾整備について
14. 波照間空港から集落・港までの県道整備について
15. 地下ダムの整備について
16. 久部良漁港の整備について
17. 与那国空港の整備について
18. FRP 廃船の廃棄処理について

⑤ 八重山地区提出要望事項

1. クルーズ船ターミナルビルの整備について



平成28年度「県民の警察官」表彰式

地域住民の生命、身体、財産の保護に貢献



沖縄県市長会と沖縄県町村会主催による平成 28 年度「県民の警察官」表彰式 が去る 4 月 28 日（木）、市町村自治会館において市町村長並びに、沖縄県警察本 部長他関係者が出席して開催されました。

「県民の警察官」表彰式は、日夜、地域の安全確保の確立のため活躍している沖縄県警察職員の献身的な行動等を顕彰し、これを県民に広く紹介するとともに、県民と警察とのつながりを通じて活力ある沖縄県づくりの一環として行うものであります。

今年度は 4 名の方々が表彰され、今回を含め 99 名の方がこれまでに表彰されております。受賞者及び功労内容は次のとおりです。

① ^{おお} ^{しま} ^{たつ} ^じ
大 島 達 二 氏

所属 那覇警察署暴力団対策課暴力犯

第一係長

階級 沖縄県警部補

職務別通算年月

警務(学校含む)1年、刑事27年、
交通1年、地域8年11月

階級別通算年月

巡査16年11月、巡査部長13年
警部補8年
勤続37年11月

功労内容

- 被表彰者は、採用されて以来37年のうち、主として27年を刑事警察部門に従事し、特に暴力犯係長として活躍し、刑事部門で培った他の追従を許さない鋭敏な捜査感覚、同人の持つ豊かな人間性から得た数多くの捜査協力者や豊富な情報網を積極的に活用し、殺人未遂、強盗致傷、放火事件等をはじめ、暴力団組織による組織犯罪など、数多くの事件を解決し、県民の安全と安心の確保に大きく寄与している。
- 警察本部長賞詞4回、警察本部長賞誉1回、部長賞15回
所属長賞19回、その他6回

② ^{かん} ^な ^{のり} ^お
漢 那 徳 雄 氏

所属 那覇警察署地域課西武門ブロック
交番所長

階級 沖縄県警部補

職務別通算年月

警務(学校含む)1年、
交通12年3月
警備3年、地域20年9月

階級別通算年月

巡査23年、巡査部長10年、

警部補4年

勤続37年

功労内容

- 被表彰者は、採用されて以来37年のうち、20年余を主として地域警察部門に従事し、現在は、那覇警察署西武門ブロック交番所長として配置されている。
同人は、地域住民の安全と安心を守るため、昼夜を分かたず積極的なパトロールや職務質問により多数の犯罪を解決するとともに、交番所長として、自治会や学校関係者等に対するタイムリーな情報発信や地域住民と一体となった防犯パトロールなどを積極的に行い、管内の犯罪発生抑止に大きく貢献するなど、県民の安全・安心の確保に大きく寄与している。
- 警察本部長賞詞4回、警察本部長賞誉2回、部長賞20回
所属長賞64回、その他4回

③ ^{まえ} ^だ ^{みつ} ^{はる}
前 田 光 治 氏

所属 那覇警察署地域課新都心北ブロック
交番所長

階級 沖縄県警部補

職務別通算年月

警務(学校含む)5年2月、
生安1年8月、刑事1年4月、
警備15年1月、地域14年1月

階級別通算年月

巡査15年、巡査部長8年、
警部補14年
勤続37年

功労内容

- 被表彰者は、採用されて以来36年のうち、主として15年余を生活安全・地域警察部門に従事しており、現在は、

新都心北ブロック交番所長として配置されている。

同人は、地域住民の安全と安心を確保するために学校関係者に対する積極的な情報発信や関係者と一体となった児童生徒の教育・健全育成に関する助言指導、防犯及び交通に関する危険箇所を関係機関に積極的に進言している。

また、前任地では生活安全係長として、犯罪総量抑止対策として、管内の犯罪実態の分析を詳細かつ的確に行い、様々なアイデアを駆使して各種施策を立案して実行し、同時にボランティア団体や行政機関等への働きかけを積極的に行うなど、県民の安全、安心の確保に大きく寄与している。

- 警察本部長賞詞 2 回、警察本部長賞 3 回、部長賞 14 回
所属長賞 21 回、その他 2 回

④ ^{みや} ^ぎ ^{くに} ^お
宮 城 邦 男 氏

所属 与那原警察署交通課事故捜査係長

階級 沖縄県警部補

職務別通算年月

警務(学校含む)2年3月、

交通22年9月

地域8年

階級別通算年月

巡査16年11月、

巡査部長5年1月

警部補11年

勤続33年

功労内容

- 被表彰者は、採用されて以来33年のうち、主として22年余を交通警察部門に従事し、特に事故捜査係として活躍し、平成26年3月、与那原警察署に交通課事故捜査係長として赴任した当初から、卓越した捜査技能・経験から、多数の交通事故を迅速・適正に処理するとともに、外郭団体及び交通行政機関等と一体となって交通安全指導を行うなど、管内の交通事故防止に尽力し、平成27年10月、初の交通死亡事故ゼロ1年の達成に寄与するなど、県民の安全と安心の確保に大きく寄与している。

- 警察本部長賞詞 2 回、警察本部長賞 2 回、部長賞 9 回
所属長賞 14 回



あのまち このむら

No.4



金武町

～ 後編 ～

今回の「あのまち このむら」は、前回に引き続き金武町の魅力をお伝えしていきます。



ネイチャーみらい館

平成 20 年にオープンした、沖縄最大級の宿泊・体験型施設「ネイチャーみらい館」。年間 3～4 万人が訪れるほどの人気あるスポットです。宿泊コテージやキャンプ場、またふるさと体験交流棟や体験実習棟などの設備も兼ね揃えています。億首川の mangrove 林でカヌー体験やレンタルサイクリング体験など、自然を大いに満喫できるプログラムが用意されています。さらに民泊を体験することもでき、修学旅行の人気プログラムとなっています。

まちのとりくみ ③

女性による町づくり 提言委員会

女性による町づくり提言委員会は平成 26 年 7 月に発足しました。委員長の宮城すが子さんをはじめ、5つの部落より委嘱された 8 名の委員たちが活躍しています。月に一度は定例会が開催されており、様々な課題について、女性ならではの感性や視点、きめ細やかな配慮の意見が積極的に交わされます。

「役場窓口のパーティション配置」などを提言し、改善がなされています。金武町の人々と役場とのかけはしとして、これからも多いに期待がよせられています。



まちのとりくみ ④

金武町就活支援センター

2015年7月1日に、金武町版ハローワーク「金武町就活支援センター」（愛称：でいかでいか）が町総合保険福祉センターに開所しました。同センターは、ギンバル訓練場跡地に関連する企業やホテル等への就業を支援するとともに、町の雇用の拡大、人材育成を担っています。地域社会と連携を取りながら、求人情報や技能講座、子どもたちへのキャリア教育等に取り組んでいます。

さらに詳しい情報は金武町の広報誌や町ホームページで紹介されています。



タコライスに続く、金武町のソウルフードになることは間違いなしの「チーイリチャー」をご紹介します。第一印象は「どんな味がするのだろう?」と疑問を持ってしまいましたが、一口食べるとにんにくの風味とうまい具合にマッチしていておいしいです。レバーに似た味ですが、臭みもほとんどありませんでした。

金武町へお出かけの際は、ぜひご賞味ください!!!



研修だより

第94回市町村新採用職員研修実施要領

- ◇目 標 公務遂行に必要な基礎的知識を学ぶことにより、公務員としての自覚と業務及び職場への適応能力を養成する。
- ◇対 象 者 平成28年4月1日以降に採用された職員、又は前年度中途採用された職員で当該研修を未受講の者
- ◇期 間 平成28年4月12日（火）～4月14日（木）3日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階
那覇市旭町113番地1 電話：098－860－9275
- ◇研修人員 92人
- ◇研修方法 講義・討議・演習方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	渡口 真志	大嶺 貴広	上原 弘章
今帰仁村	上原 美咲	松田 竜治	
宜野座村	赤嶺 りえ子	東 全志	
金武町	前田 馨耶	名護 文一	
伊江村	長嶺 裕紀	喜屋武 宗谷	大兼久 典良
読谷村	小嶺 貴仁	宮良 隆宏	知花 尚志 宮里 尚
	大城 学	松田 兼喜	東江 信海
北谷町	佐久川 雄也	学校教育課	宮城 向
北中城村	与儀 清太	上江洲 量子	小橋川 剛
中城村	新垣 絵理	新里 りいな	平安座 彩
西原町	與儀 みゆき	親泊 輝人	
与那原町	島袋 祐佳	國吉 拡	高良 辰太郎
渡嘉敷村	大城 絢也	大城 徹	名嘉 恵利奈
座間味村	三田 勇樹	比嘉 香織	
南大東村	宮城 紀子	知念 靖子	知念 要
伊是名村	又吉 将希	榮野川 鈴香	
久米島町	仲宗根 結花	山城 琴美	大城 健 安里 田記
	安里 友希		
与那国町	大川 亜実		
金武地区消防衛生組合	高里 雄立		

〈研修日程及び科目〉

月日		1日目	2日目	2日目
時間		4月12日(火)	4月13日(水)	4月14日(木)
	8:45	開講・事務連絡	事務連絡	事務連絡
1	9:00	【9:00～9:30】 講 話	【9:00～11:50】 地方公務員制度	【9:00～11:50】 条例・規則
	9:30	南城市長 古謝 景春		
2	9:45	【9:45～11:50】	講師 伊禮 幸進	沖縄大学法経学部 法経学科 准教授 朝崎 咩
	11:00	文書事務の基本		
3	11:00	豊見城市 総務課 班長	食 ・ 休	憩
	11:50	比嘉 剛		
4	13:00	【13:00～16:30】	【13:00～17:00】	【13:00～17:00】
	14:00			
5	14:00	職場のコミュニケーション	ビジネスマナー	地方自治制度
	15:00	講師 東江 隆美	マナーインストラクター Office Be smile 平安山 利江子 大城 寿恵	講師 伊禮 幸進
6	15:00	16:00	16:00	アンケート提出
	16:00			
7	16:00	閉 講	閉 講	閉 講
	17:00			

第95回市町村新採用職員研修実施要領

- ◇目 標 公務遂行に必要な基礎的知識を学ぶことにより、公務員としての自覚と業務及び職場への適応能力を養成する。
- ◇対象者 平成28年4月1日以降に採用された職員、又は前年度中途採用された職員で当該研修を未受講の者
- ◇期 間 平成28年4月19日（火）～4月21日（木）3日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階
那覇市旭町113番地1 電話：098－860－9275
- ◇研修人員 96人
- ◇研修方法 講義・討議・演習方式

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	松本 隆弘	三露 美樹			
大宜味村	比嘉 一詞	知念 伸	金城 雄太		
今帰仁村	仲地 航				
東村	仲嶺 眞太郎	親泊 彩華	玉村 裕樹		
恩納村	新垣 裕也	松茂良 陽一	宮里 祐太郎		
伊江村	崎濱 秀太				
読谷村	当真 嗣迪	玉那覇 あいか	仲尾 道子	上原 杏菜	
嘉手納町	宮里 栞奈				
中城村	新垣 友里佳	比嘉 由美	玉那覇 剛文		
西原町	大城 由佳	石新 亜理沙	山内 慎哉		
与那原町	仲程 元士	神谷 祐果	桃原 宏登		
南風原町	與那嶺 公志	神里 大樹	野原 優一	保久盛 陽	
座間味村	宮里 俊輔				
粟国村	高良 俊				
南大東村	具志堅 未佑蒔				
北大東村	前川 太				
伊是名村	安次嶺 悠	東江 紀之	名嘉 希	國友 真未	
	儀間 秋江				
久米島町	大村 健太	島袋 達也			
八重瀬町	金城 美香	秋田 一成	玉城 のどか	高江洲 宏幸	
	神里 和樹	新垣 有一郎	新垣 瑛梨	伊森 雄太	
	酒本 真隆	神谷 遙	大嶺 真吾	中川 夏希	
	上原 弘幹	山内 沙也加	金城 なな子	宮城 貴浩	
	金城 和磨	福岡 靖司	宮城 美穂	小宮山 翔子	
	仲本 友花				
多良間村	仲間 智也	山城 徳美	兼本 奈緒		
竹富町	新城 美音子	石垣 優希乃	西里 亮太郎	西前津 渉	
	稲福 武一	土田 豪	真謝 永愁		
本部町今帰仁村消防組合		島 快	比嘉 龍二		

〈研修日程及び科目〉

月日		1日目	2日目	2日目
時間		4月19日(火)	4月20日(水)	4月21日(木)
	8:45	開講・事務連絡	事務連絡	事務連絡
1	9:00	【9:00～9:30】 講 話	【9:00～11:50】 地方公務員制度	【9:00～11:50】 条例・規則
	9:30	南風原町長 城間 俊安		
2	9:45	【9:45～11:50】	教授 伊禮 幸進 (グループワーク)	沖縄大学法経学部 法経学科 准教授 朝崎 咄
	11:00	文書事務の基本		
3	11:00	豊見城市 総務課 班長		
	11:50	比嘉 剛		
		昼 食	昼 食	昼 食
4	13:00	【13:00～16:30】 職場のコミュニケーション	【13:00～17:00】 ビジネスマナー マナーインストラクター Office Be smile 平安山 利江子 大城 寿恵 (グループワーク)	【13:00～17:00】 地方自治制度 講師 伊禮 幸進
	14:00			
5	14:00	講師 東江 隆美 (グループワーク)		
	15:00			
6	15:00			
	16:00			
7	16:00			アンケート提出 閉 講
	17:00			



南風原町長

しろま とし やす
城 間 俊 安

新採用職員へ

講 話

第 9 6 回市町村新採用職員研修実施要領

- ◇目 標 公務遂行に必要な基礎的知識を学ぶことにより、公務員としての自覚と業務及び職場への適応能力を養成する。
- ◇対 象 者 平成 2 8 年 4 月 1 日以降に採用された職員、又は前年度中途採用された職員で当該研修を未受講の者
- ◇期 間 平成 2 8 年 4 月 2 6 日（火）～4 月 2 8 日（木）3 日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3 階
那覇市旭町 113 番地 1 電話：098－860－9275
- ◇研修人員 93 人
- ◇研修方法 講義・討議・演習方式

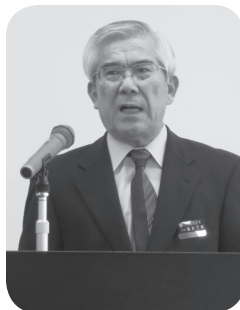
研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	玉城 万里						
東村	金城 大己	嘉陽 裕樹	金城 尚				
大宜味村	平良 琢磨	寄合 龍己					
今帰仁村	嶺井 輔	松本 静夏	高安 聖子	長谷川 陽子			
本部町	大城 裕太郎	比嘉 啓一郎	松川 精吾	佐久川 佑			
恩納村	桑江 篤史	渡慶次 宏太	前津 拓次				
読谷村	当山 綾乃						
嘉手納町	宮城 李奈	平良 隼一	与那覇 美乃	上運天 大智			
	又吉 哲司	亀谷 長俊	伊禮 幸恵	安里 菜央			
	渡嘉敷 美咲	比嘉 卓志					
北中城村	金城 玖実子	松堂 韻					
中城村	安里 洋祐	安里 奈都子					
西原町	川田 真実	新崎 浩人					
与那原町	新垣 倫	新城 浩平					
南風原町	神里 奈津子	奥平 彩乃	照屋 梨加				
渡嘉敷村	古賀 知子	比嘉 沙也加					
竹富町	高道 京香	森脇 未来	木村 望	饒平名 千緩			
伊是名村	杉山 理恵						
座間味村	伊波 雅司	石川 純					
国頭地区行政事務組合		大城 浩二					
中部広域市町村圏事務組合		小浜 守作					
本部町今帰仁村消防組合		山城 諒太	與那嶺 圭太	金城 由樹			
		小那覇 哲理					

〈研修日程及び科目〉

月日		1日目	2日目	2日目
時間		4月26日(火)	4月27日(水)	4月28日(木)
	8:45	開講・事務連絡	事務連絡	事務連絡
1	9:00	【9:00～9:30】 講 話	【9:00～11:50】 地方公務員制度	【9:00～11:50】 条例・規則
	9:30	本部町長 たから 高良 文雄		
2	9:45	【9:45～11:50】	講師 いれい 伊禮 幸進 (グループワーク)	沖縄大学法経学部 法経学科 准教授 朝崎 咩
	11:00	文書事務の基本		
3	11:00	豊見城市 総務課 班長 ひが 比嘉 剛	昼 食	昼 食
	11:50			
4	13:00	【13:00～16:30】 職場のコミュニケーション	【13:00～17:00】 ビジネスマナー マナーインストラクター Office Be smile へんざん 平安山 利江子 おおしろ 大城 寿恵 (グループワーク)	【13:00～17:00】 地方自治制度 講師 いれい 伊禮 幸進
	14:00			
6	15:00	講師 あがり 東江 隆美 (グループワーク)	昼 食	アンケート提出
	16:00			
7	16:00		閉 講	
	17:00			



本部町長
たから 高良 文雄

新採用職員へ

講 話

第 2 1 回 法制執務研修実施要領

- ◇目 標 法制執務の基礎から例規の改め文起案などの技術的領域までを分かりやすく講義し、演習問題で理解を深め、実務的に学習する。
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 平成28年5月9日(月)～10日(火) 2日間
- ◇担当講師 株式会社ぎょうせい 講師 竹内 勉
- ◇研 修 生 64名
- ◇研修方法 講義・演習方式(グループワーク)
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町113-1 TEL 098-860-9275

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	大城 良太			
大宜味村	仲村 亮人			
金武町	伊芸 誠	仲間 清貴	仲間 あずさ	
伊江村	山城 隆二			
読谷村	知花 竜也			
嘉手納町	金城 一克	吉田 定洋	仲本 早紀子	
西原町	與儀 みゆき	上野 良太		
与那原町	仲嶺 真史	金城 盛人	仲宗根 大海	
南風原町	砂川 真理	大城 裕昭	翁長 涼子	
渡名喜村	比嘉 朗			
北大東村	糸数 珠里			
与那国町	小原 真菜			
本部町今帰仁村消防組合		島袋 重則		
中城北中城消防組合		安里 紀人		
比謝川行政事務組合		照屋 寛英		
沖縄県介護保険広域連合		具志堅 小夏	大城 朝敏	

〈研修日程及び科目〉

日 時	1日目／5月9日(月)	2日目／5月10日(火)
8:50	開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
9:00	1 法制執務とは 2 法令・例規の種類	5 条例・規則の立案方式
10:00		
11:00		
11:50		
【昼食】 11:50～13:00		
13:00	3 法の形式と構成 4 法令文の表現	6 演習 グループワーク
14:00		
15:00		
16:00		
16:30		アンケート、閉講

第2回 人事評価制度の基礎的理解と制度策定・導入の進め方

- ◇目 標 人事評価制度導入の必要性や基本的知識、考え方を学び、制度の概要と実践的な知識・視点・技能を学習する。
- ◇対 象 ① 原則として人事担当課長級に就任した職員
② これまでに人事評価制度導入セミナーに参加していない、人事担当課長級の職員
- ◇期 間 平成28年5月13日(金) 10:00～16:30
- ◇担当講師 株式会社ぎょうせい 総合研究所
客員研究員:小玉 茂義
- ◇研修人員 52人
- ◇研修方法 講義形式
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町 113-1 TEL.098-860-9275

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	岸本	美智子	新里	代美子	橋口	邦子	宮城	和子
大宜味村	山城	咲代	新城	寛				
東村	上原	朝文						
今帰仁村	島袋	輝也	金城	寛樹	天久	理絵		
宜野座村	下里	哲之						
金武町	糸村	昌敏						
伊江村	西江	忍						
読谷村	古堅	守	浜川	秀樹				
嘉手納町	金城	悟						
北中城村	楚南	兼二						
西原町	知念	江里子	崎山	真樹				
与那原町	大城	なるみ						
南風原町	大城	裕昭	儀間	博嗣				
伊平屋村	金城	時正	仲川	克子				
竹富町	大浜	知司						
与那国町	小嶺	長典	慶田嵩	精三				
南部水道企業団			外間	匠				
東部清掃施設組合			玉城	仁				
本部町今帰仁村消防組合			島袋	重則				
東部消防組合			城間	満	仲村	等		
中城北中城消防組合			城間	昌彦	安里	吉高		
国頭地区行政事務組合			屋我	浩美	辺土名	朝英	仲嶺	真伸
中部広域市町村圏事務組合			仲宗根	亨				
比謝川行政事務組合			比嘉	憲友	新城	直喜	金城	俊昭
			古見	哲也	仲村	俊正		

〈研修日程及び科目〉

日時		5月13日(金)
	9:50	開講式・オリエンテーション
1	10:00 ～	I. 人事評価制度の基本的な考え方 ①人事評価制度の概要 ②評価の対象 ③業績評価と能力評価
2	11:00 ～	II. 評価する際の手順とポイント ①評価の手順 ②評価する際のポイント
3	11:50 13:00	昼 食
4	13:00 ～	III. 評価演習 ①検討と解説
5	14:00 ～	IV. 評価者の陥りやすいエラー ① 評価上の留意点 ②評価要素について ②評価のコツ
6	15:00 ～	V. 人事評価制度の具体的事例の紹介 ①全国的な導入事例等の紹介等
7	16:00 16:30	質疑応答 / アンケート回収・閉講

第188回 監督者第1部研修 実施要領

- ◇目 標 管理監督に関する原理・原則を組織的かつ体系的に理解させることにより、監督者としての意識と自覚の確立を図る。
- ◇対 象 J S T基本コース未受講の係長級職員
- ◇期 間 平成28年5月19日(木)～5月20日(金)：2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町113番地1 TEL 098-860-9275
- ◇研修人員 29人
- ◇研修方法 J S T会議式研修(指導・討議方式)
※JSTとは、人事院式監督者研修(J injiin S upervisory T raining)の略

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	嘉味田 朝一				
大宜味村	田仲 不二美				
金武町	比嘉 利国	前田 恒	金城 明美		
読谷村	金城 美奈				
北谷町	川満 章秀	平良 真之介	當山 貴巳	照屋 光司	
西原町	宮城 勝元	知名 定之	橋本 美則		
南風原町	親泊 英丈	神里 貴子			
八重瀬町	仲座 幸太郎				
本部町今帰仁村消防組合		大城 慎也			
比謝川行政事務組合		池間 淳	屋良 利章		

〈研修日程及び科目〉

日 時		1 日目 5 月 1 9 日 (木)	2 日目 5 月 2 0 日 (金)
8:50		開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
1	9:00 9:50	第 1 章 第 1 線のリーダーの役割	第 3 章 リーダーシップ 講師 東江 隆美
2	10:00 10:50	講師 伊禮 幸進	
3	11:00 11:50	第 2 章 リーダーのマネジメント	
	11:50	昼食	昼食
4	13:00 13:50	第 2 章 リーダーのマネジメント 講師 伊禮 幸進	第 4 章 コミュニケーション
5	14:00 14:50		第 5 章 職場における実践
6	15:00 16:30		講師 東江 隆美
7	16:30 17:00		閉講・アンケート提出

新公会計整備実務研修実施要領 ～固定資産台帳整備から財務書類作成に至る勘所を知る～

- ◇目 標 公表ガイドライン『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』等に関する実務上の要点や勘所を学ぶとともに、新公会計整備等に関する業務委託などを適切に遂行するための実践的な知識を学ぶことを目標とする。
- ◇対 象 財政課及び管財課の職員
- ◇期 間 平成28年5月24日(火)午後1時15分～午後4時30分(終了)
- ◇担当講師 一般社団法人 地方公会計研究センター 理事・専門委員
(公認会計士、税理士) 中神 邦彰
- ◇研修人員 57名(市町村、一組、広域連合)
- ◇研修方法 講義形式
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
沖縄県那覇市旭町113-1 (TEL.098-860-9275 FAX.098-860-9251)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	新垣 隆雄	與那嶺 信
大宜味村	真喜志 亮	宮城 敦
今帰仁村	金城 研	松田 健
金武町	前田 勝美	仲吉 朝昭 伊芸 祐樹
伊江村	山城 直也	知念 浩司
嘉手納町	喜屋武 将	
北谷町	當山 貴巳	高江洲 克利
北中城村	仲村 耕太郎	
西原町	山城 宏太	嘉手苺 円香
与那原町	友寄 隆志	
八重瀬町	神谷 学	古波津 功
竹富町	小浜 啓由	與那國 毅
南部水道企業団		名嘉 津也子
東部清掃施設組合		大城 章
東部消防組合		中村 毅彦 大城 洋二
中城村北中城村清掃事務組合		義間 清
国頭地区行政事務組合		屋我 浩美 大城 浩二
沖縄県介護保険広域連合		真栄田 司

〈研修日程及び科目〉

日時	5月24日(火)
13:05	開講式・オリエンテーション
13:15 ～ 15:00	第1部 『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』に関する実務上のポイントと進捗状況について
	(休憩 15分程度)
15:15 ～ 16:15	第2部 固定資産台帳作成後の財務書類作成の概要と活用におけるポイント総務省の今後の動向について
16:15 ～ 16:30	質疑応答 / アンケート回収・閉講

第189回 監督者第1部研修 実施要領

- ◇目 標 管理監督に関する原理・原則を組織的かつ体系的に理解させることにより、監督者としての意識と自覚の確立を図る。
- ◇対 象 J S T基本コース未受講の係長級職員
- ◇期 間 平成28年5月26日(木)～5月27日(金)：2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町113番地1 TEL 098-860-9275
- ◇研修人員 25人
- ◇研修方法 J S T会議式研修(指導・討議方式)
※JSTとは、人事院式監督者研修(J injiin S upervisory T raining)の略

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	宮里 幸助	金城 信和
東村	小沢 英文	吉本 久也
恩納村	南風原 秀人	宇江城 悟
金武町	安田 吏	安富祖 匠
伊江村	浦崎 悟	
読谷村	上里 竜一	
嘉手納町	外間 紀行	
西原町	池間 貴子	
伊平屋村	東恩納 厚	新垣 恵
竹富町	與那國 毅	
大宜味村	宮城 光一	

〈研修日程及び科目〉

日 時		1 日目 5 月 2 6 日 (木)	2 日目 5 月 2 7 日 (金)
8:50		開講式・オリエンテーション	事務連絡・自習
1	9:00 9:50	第 1 章 第 1 線のリーダーの役割	第 3 章 リーダーシップ 講師 東江 隆美
2	10:00 10:50	講師 伊禮 幸進	
3	11:00 11:50	第 2 章 リーダーのマネジメント	
	11:50	昼食	昼食
4	13:00 13:50	第 2 章 リーダーのマネジメント 講師 伊禮 幸進	第 4 章 コミュニケーション
5	14:00 14:50		第 5 章 職場における実践
6	15:00 16:30		講師 東江 隆美
7	16:30 17:00		閉講・アンケート提出

第 4 回 業務改善(タイムマネジメント)研修実施要領

- ◇目 標 仕事の効率アップを実現すべく、自己の時間管理能力と活用力を現状分析する。演習を通じて、具体的なスケジュール法やツールの活用法を学び、追われる仕事から、追う仕事への業務スタイルの転換を図る
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 平成 2 8 年 5 月 3 1 日 (火)
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3 階 研修室
那覇市旭町 113 番地 1
TEL 098-860-9275
- ◇研 修 生 4 2 名
- ◇研修方法 結エデュケーション株式会社 代表取締役 高嶋 謙行 氏
- ◇研修方法 講義及び演習 (グループワーク)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	又吉 あずさ		
今帰仁村	仲原 雅宏		
宜野座村	仲栄真 麻美		
金武町	仲間 奈莉美		
伊江村	濃野 正博		
読谷村	松田 正樹	武山 丸美	
北谷町	座間味 千草	砂川 博代	
北中城村	平田 清徳		
西原町	宮平 雅広		
与那原町	斎藤 美枝		
南風原町	神谷 麻美		
八重瀬町	知念 直哉		
本部町今帰仁村消防組合		大城 拓也	
中城北中城消防組合		大城 如輝	
南部広域行政組合		玉城 良朗	
比謝川行政事務組合		山城 康幸	
沖縄県介護保険広域連合		與那覇 祥一	

〈研修日程及び科目〉

8:50	事務連絡
9:00 ～ 9:10	オリエンテーション（講師自己紹介・グループメンバー自己紹介等）
9:10～ (途中休憩 有り) ～10:50	1. タイムマネジメントと業務の関連性 ① 時は金なり？ ～時間の大切さ～ ② PDCAサイクルとタイムマネジメント 【ワーク】自分の時間管理能力をセルフチェックしてみよう 【ワーク】討議：仕事が捗らない場面とは？
10:50～ ～12:00	2. 業務効率アップ！タイムマネジメントの原則 ① 業務効率を上げるために絶対大切な3つの心得 ② To Do リストの活用法とそのルール 【ワーク】討議：タイムマネジメントツールの紹介
12:00 ～ 13:00	昼食・休憩
13:00～ (途中休憩 有り) ～16:10	3. 実践！タイムマネジメントの具体的な手法 ① スケジュールリングのテクニック ② 時短術のポイント ③ 仕事の優先順位は、このマトリクスで考える！ 【ワーク】あるケースに基づいて、一か月のスケジュールリングをしよう
16:10～ ～16:30	4. 自分の強みと仲間の強みを明確にする ① 業務能力におけるジョハリの窓 ② タイムマネジメントにおけるコミュニケーション ③ 研修のまとめ

第11回 ロジカルコミュニケーション研修(実施要領)

- ◇目 標 業務場面において、誰にでもわかりやすく伝えられるための話の組み立て方と、効率のかつ正確に情報収集ができる聴取力を演習から身につける。
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 平成28年6月1日(水) 1日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階 研修室
那覇市旭町113番地1 TEL 098-860-9275
- ◇研修人員 42名

◇担当講師 結エデュケーション株式会社 代表取締役 高嶋 謙行 氏

◇研修方法 講義・演習方式（グループワーク）

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	新垣 ゆう		
今帰仁村	當山 清巳	仲松 海人	
宜野座村	幸喜 誠		
金武町	伊芸 祐樹	仲間 陽子	
読谷村	西銘 誓子		
嘉手納町	石川 梅香		
北谷町	座間味 千草	眞喜志 真由美	
西原町	玉那覇 勝矢	宮平 真子	
与那原町	惣慶 朝博	新里 一朗	
南風原町	大城 浩也	照屋 梨加	
久米島町	宮里 学	大城 良乃	
南部水道企業団		木下 若菜	
本部町今帰仁村消防組合		大城 慎也	
中城北中城消防組合		天久 祐希	
比謝川行政事務組合		瑞慶覧 浩	
沖縄県介護保険広域連合		長嶺 泰明	

〈研修日程及び科目〉

8:50	事務連絡
9:00 ～ 9:10	オリエンテーション（講師自己紹介・グループメンバー自己紹介 等）
9:10～ (途中休憩 有り) 講義2は、 ワークの コメント 講義として 適宜挿 入 ～ 12:00	<p>1. ロジカルコミュニケーションを理解しよう</p> <p>① 論理とは？</p> <p>② 論理的に考えるための思考ステップ ～ PREP 法・PREMP 法・問題解決法～</p> <p>【ワーク】ロジカルアウトプット演習 I（グループ内ワーク）</p> <p>2. さらにわかりやすく、納得を引き出すための構成テクニック</p> <p>① ラベリング・ナンバーリング</p> <p>② デリバリースキルのポイント</p> <p>③ 役所目線と住民目線の差とは？</p>

12:00 ～ 13:00	昼食・休憩
13:00～ ～14:20 14:30～ ～16:20	3. 論理的に聴く ① 効果的に聴くことのメリット ② 関係構築を強化する傾聴技法 ③ アクティブリスニングの手法 【ワーク】 アクティブリスニングワーク（ペアワーク・トリオワーク）
16:20～ 16:30	4. 総合演習 【ワーク①】 討論トレーニング 【ワーク②】 職場におけるロジカルコミュニケーション グループ内ロールプレイング演習
	5. 研修のまとめ

第1回 OJT研修(実施要領)

- ◇目 標 部下・後輩を日常業務から、意欲・知識・技術を飛躍的に成長させるための指導技法を十分に体得する。OJTのあるべき姿を研修内で再認識することにより、自己の指導強化ポイントを明確にする。
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 平成28年6月2日(木)～3日(金) 2日間
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター3階 研修室
那覇市旭町113番地1 TEL 098-860-9275
- ◇研修人員 34名
- ◇担当講師 結エデュケーション株式会社 代表取締役 高嶋 謙行 氏
- ◇研修方法 講義・演習方式(グループワーク)

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

金武町	照屋 佐奈江	仲間 功			
読谷村	プレスリー 葉子				
西原町	摩文仁 祐樹	原田 昭宏			
与那原町	山城 なぎさ	森田 鈴子			
久米島町	長濱 光秀				
本部町今帰仁村消防組合		喜納 政俊	運天 孝洋		
比謝川行政事務組合		沢岷 大介	宮城 龍治	新垣 良和	大城 勝
沖縄県介護保険広域連合		内間 成美			

〈研修日程及び科目〉

	1日目／6月2日(木)	2日目／6月3日(金)
8:50	事務連絡	事務連絡
9:00 ～ 9:30	オリエンテーション (講師自己紹介・グループメンバー自己紹介等)	5. OJTスキル②「ティーチングスキル・納得」 ① 説得のゴールは「自発意思を喚起すること」 ② 納得を引き出す原則とポイント 【ワーク】OJT実践ワーク 第一ラウンド
9:30～ (途中休憩) ～ 12:00	1. リーダー・先輩職員に求められる役割 ① 求められる6つの役割 【ワーク】漠然とした言葉を具体化する 【ワーク】討議：職場の現状共有 【ワーク】討議：部下・後輩と関わる際、日ごろ心がけていること	6. OJTスキル③「コーチングスキル」 ① コーチングとは？～定義と効果と使用範囲～ ② 指導効果を上げる、傾聴技法&質問技法 【ワーク】コーチング・トレーニング(ペア) 【ワーク】OJT実践ワーク 第二ラウンド
12:00	昼食・休憩	昼食・休憩
13:00～ ～ 14:00	2. OJT成立のための基本姿勢 ① OJTとは～職場教育3つの柱～ ② すぐに活用できるOJTステップ ③ OJTに必要なコミュニケーションスキル 【ワーク】OJTのメリット体感ワーク	7. OJTスキル④「評価スキル」 ① ほめる・叱ることの意味 ② 評価スキルを高める4鉄則！ 【ワーク】高嶋さんの評価をしよう ③ 効果的なほめ方の条件 【ワーク】OJT実践ワーク 第三ラウンド
14:10～ ～ 15:20	3. OJTスキル①「関係構築スキル」 ① 物は言いようで角が立つ ② これだけは絶対必要！表現力のポイント 【ワーク】表現力検定	④ 部下を生かす注意の与え方 【ワーク】OJT実践ワーク 第四ラウンド
15:30～ ～ 16:30	4. OJTスキル②「ティーチングスキル・伝達」 ① わかりやすい話の構成法 ② 説明を補強する具体テクニック 【ワーク】ティーチングトレーニング 一日目終了	8. 研修の総括 【ワーク】討議：2日間を振り返って 【ワーク】個人作業：目標設定 【ワーク】共有：目標の共有とエールの交換 ① 職場で実践するために、講師から最後の一言 ～研修終了～

第11回 クレーム対応研修実施要領

- ◇目 標 住民意識が変化し、行政ニーズが多様化、複雑化する中、クレームへの対応の基本技術と実践を学ぶことにより、住民ニーズに的確に対応する能力の向上を図る。
- ◇対 象 受講を希望する職員
- ◇期 間 2日間 平成28年6月9日(木)～10日(金)
- ◇担当講師 オフィスDEN 田港 華子
- ◇日程・科目 ①下記「研修日程及び科目」は、研修生の数、事前提出の「事例シート」の内容等により、変更する場合があります。
②事例シートの提出（「クレーム対応研修」以外には使用いたしません。）
- ◇研修人員 36名
- ◇研修方法 講義・演習方式
- ◇場 所 沖縄県市町村職員研修センター 3階研修室
那覇市旭町113番地1 TEL 098-860-9275

研修日程及び研修修了者は、次のとおりです。

※ 研修修了者

国頭村	渡口 真志	小橋川 安広
今帰仁村	金城 洋之	田中 宏和
北谷町	吉山 奈都子	比嘉 明子
西原町	伊波 剛一	宮城 正一朗
与那原町	桑江 里香	石嶺 圭啓
八重瀬町	國場 宏美	
南部水道企業団		金城 裕
本部町今帰仁村消防組合		澤岬 博光
比謝川行政事務組合		山城 康幸
中城北中城消防組合		城間 昌彦
沖縄県介護保険広域連合		諸見 美奈子

〈研修日程及び科目〉

日 時	1日目／6月9日(木)	2日目／6月10日(金)
8:50	オリエンテーション・自 習	事務連絡・自 習
9:00	① 私達を取りまく環境と価値観の変化 ・行政サービスとクレーム ・怒りの感情の取扱い	⑤クレーム事例研究(グループ討議) ・問題発見力・問題解決力の開発 ・グループ情報交流 ・クレーム者の背景を理解する ・対応方法の共有 ・クレーム対応のポイント
10:00	・初期動作の重要性 ・クレーム対応は信頼向上につながる	
11:00	② クレーム対応の役割と心構え ・コミュニケーションの目的と手段 ・クレームの種類と2つの問題 ・ファーストコンタクトの徹底 ・きき方の3つのスイッチ ・口調と言葉遣いで信頼を得る ・窓口対応あたりまえ基準の確認	
11:50		
昼 食	11:50～13:00	
13:00	③ クレーム対応の基本技術と実践 ・クレーム対応の基本手順 ・ききかたの技術 ・言葉と表現方法	⑤続き ⑥話し合いの結果発表 「クレーム対応力強化のために」 ・全体討論 質疑応答
14:00	④クレームが生じやすい環境での対応 (ロールプレイング：クレーム電話編)	⑦Ⅶ 対応者の心と体のメンテナンス ・折れない心の育て方 ・ストレス対処法 ・相談出来る職場環境
15:00		
16:00		
16:00		アンケート、閉 講
16:30		

会務の動き

平成27年3月～平成28年5月

■沖縄県町村会

- 3月3日 都道府県町村会政務担当者職員研修会（～4日）（東京都）
- 4月14日 都道府県町村会事務局長会議（東京都）
- 15日 都道府県町村会事務局長研修会（東京都）
- 27日 政務調査会各委員会（東京都）
- 28日 県民の警察官表彰式（市町村自治会館）
- 28日 沖縄振興拡大会議（市町村自治会館）
- 5月11日 不発弾処理における対爆容器の導入について（沖縄総合事務局）
- 27日 政調幹事会（東京都）

■沖縄県町村災害共済組合

- 5月12日 災害共済事務研修打合せ（～13日）（東京都）

■沖縄県市町村職員互助会

- 4月8日 平成28年度全国市町村互助団体連絡協議会総会（東京都）
- 21日 平成28年度事務担当者説明会（市町村自治会館）
- 5月20日 一般社団法人沖縄県市町村職員互助会決算監査（市町村自治会館）

■沖縄県離島振興協議会

- 3月2日 第142回沖縄県離島振興協議会理事会（市町村自治会館）
- 2日 第128回沖縄県離島振興協議会定期総会（市町村自治会館）
- 2日 沖縄県離島振興協議会・沖縄県過疎地域振興協議会合同研修会（市町村自治会館）
- 10日 自衛隊急患空輸に関する研修及び見学会（航空自衛隊那覇基地）
- 17日 沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業運営協議会定例会（ていりる3階）
- 4月19日 平成28年度離島・過疎地域振興に関する要望活動（県庁・県議会）
- 5月13日 離島フェア開催実行委員会決算監査（市町村自治会館）
- 13日 離島フェア開催実行委員会幹事会（サザンプラザ海邦）
- 23日 全国離島振興協議会理事会・総会（新潟県 佐渡市）
- 26日 離島フェア開催実行委員会定期総会（市町村自治会館）

■沖縄県過疎地域振興協議会

- 3月2日 第83回沖縄県過疎地域振興協議会理事会（市町村自治会）
- 2日 第83回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会（市町村自治会館）
- 2日 沖縄県離島振興協議会・沖縄県過疎地域振興協議会合同研修会（市町村自治会館）

4月19日 平成28年度離島・過疎地域
振興に関する要望活動
(県庁・県議会)

■沖縄県市町村総合事務組合

4月26日 平成28年度消防団員等公務
災害補償等事務説明会
(東京都)

5月19日 平成28年度第1回非常勤
職員公務災害認定委員会
(市町村自治会館)

浦添グスク・首里城)

5月25日 ダム・発電関係市町村全国
協議会定期総会 (東京都)

26日 第11回海水淡水化連絡会議
(与那国町)

31日 平成28年度全国簡易水道
協議会第1回理事会(富山県)

31日 平成28年度全国簡易水道
大会 (富山県)

31日 平成28年度全国簡易水道
協議会通常総会 (富山県)

■沖縄県地域振興対策協議会

3月29日 平成27年度沖縄県地域振興
対策協議会研修会
(佐敷グスク・大里城址公園)

町村長選挙の結果

—ご当選おめでとうございます—



栗国村
(あくにそん)

新
城
静
喜

(二期目)

△任期 平成28年8月1日〜平成32年7月31日▽



中城村
(なかくすくそん)

浜
田
京
介

(二期目)

△任期 平成28年7月4日〜平成32年7月3日▽

〔資料1〕

市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			所 在 地
					電話番号	FAX番号	郵便番号	
市 部								
那 覇 市	シロ マ ミキ コ 城 間 幹 子	65	30. 11. 15	1	(098)867-0111	(098)863-0777	900-8585	那覇市泉崎1丁目1番1号
宜野湾市	サキ マ アツシ 佐喜眞 淳	51	32. 2. 11	2	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
石 垣 市	ナカ ヤマ ヨシ タカ 中 山 義 隆	49	30. 3. 19	2	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市美崎町14番地
浦 添 市	マツ モト テツ シ 松 本 哲 治	48	29. 2. 10	1	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶1丁目1番1号
名 護 市	イノ ミネ ススム 稲 嶺 進	71	30. 2. 7	2	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港1丁目1番1号
糸 満 市	ウエハ ハロ アキラ 上 原 昭	66	32. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
沖 縄 市	クワ エ サ チ オ 桑 江 朝 千 夫	61	30. 5. 11	1	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖縄市仲宗根26番1号
豊見城市	ギ ボ ハル キ 宜 保 晴 毅	48	30. 11. 7	2	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市字翁長854番地の1
うるま市	シマ タケ トシ オ 島 袋 俊 夫	63	29. 5. 14	2	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目1番1号
宮古島市	シメ ジ トシ ヒコ 下 地 敏 彦	70	29. 1. 24	2	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良西里186番地
南 城 市	シメ ジ ケイ シン 古 謝 景 春	61	30. 2. 11	*1 4(3)	(098)948-7111	(098)948-7149	901-0695	南城市玉城字富里143番地
国 頭 郡								
国 頭 村	ミヤ ギ ヒサ カズ 宮 城 久 和	73	32. 4. 6	2	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名121番地
大宜味村	ミヤ ギ ノリ ミツ 宮 城 功 光	65	30. 10. 6	1	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久157番地
東 村	イ ジョ セイ キョウ 伊 集 盛 久	75	31. 4. 26	3	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良804番地
今帰仁村	ヨ ナ ミネ ユキ 興 那 嶺 幸 人	68	28. 8. 22	3	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根219番地
本 部 町	タカ ラ フ ミ オ 高 良 文 雄	68	30. 9. 20	3	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩 納 村	ナガ ハマ ヨシ ミ 長 浜 善 巳	51	31. 1. 23	1	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納2451番地
宜野座村	トウ マ アツシ 富 眞 淳	44	28. 12. 29	1	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座296番地
金 武 町	ナカ マ ハジメ 仲 間 一	61	30. 4. 16	1	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	シマ フクロ ヒデ ユキ 島 袋 秀 幸	64	29. 4. 27	1	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前38番地

[就任回数は、合併前の旧市町村の長としての就任回数も含めて表示。()内数字が新市町村制後の就任回数。]

*1 南城市長 旧知念村長として1期就任 (H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生)

- ※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ(市制施行)
- ※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生
- ※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生
- ※ H17. 10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生
- ※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生

[2016 (平成28)年8月1日現在]

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
中 頭 郡								
読 谷 村	石 嶺 傳 實	60	30. 2. 28	2	(098) 982-9200	(098) 982-9202	904-0392	読谷村字座喜味2901番地
嘉手納町	當 山 宏	63	31. 2. 17	2	(098) 956-1111	(098) 956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地
北 谷 町	野 国 昌 春	71	29. 12. 11	3	(098) 936-1234	(098) 936-7474	904-0192	北谷町字桑江226番地
北中城村	アヲ 新 垣 邦 男	60	28. 12. 21	3	(098) 935-2233	(098) 935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場426番地の2
中 城 村	ハマ 浜 田 京 介	53	32. 7. 3	3	(098) 895-2131	(098) 895-3048	901-2493	中城村字当間176番地
西 原 町	ウエ 上 間 明	69	28. 10. 5	2	(098) 945-5011	(098) 946-6086	903-0220	西原町字与那城140番地の1
島 尻 郡								
与那原町	フル 古 堅 國 雄	74	30. 5. 1	3	(098) 945-2201	(098) 946-6074	901-1392	与那原町字上与那原16番地
南風原町	シロ 城 間 俊 安	68	30. 5. 8	5	(098) 889-4415	(098) 889-7657	901-1195	南風原町字兼城686番地
渡嘉敷村	マツ 松 モト ヨシ 好 勝	71	30. 11. 19	1	(098) 987-2321	(098) 987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
座間味村	ミヤ 宮 ザト 里 哲	48	29. 5. 31	2	(098) 987-2311	(098) 987-2004	901-3496	座間味村字座間味109番地
栗 国 村	シン 新 ショウ 城 静 ヨシ 喜	63	32. 7. 31	3	(098) 988-2016	(098) 988-2206	901-3792	栗国村字東367番地
渡名喜村	ウエ 上 ハラ 原 ノボル 昇	64	30. 2. 26	3	(098) 989-2002	(098) 989-2197	901-3692	渡名喜村1917番地の3
南大東村	ナカ 仲 タ 田 ケン 建 ショウ 匠	57	30. 6. 30	3	(09802) 2-2001	(09802) 2-2669	901-3895	南大東村字南144番地1
北大東村	ミヤ 宮 キ 城 ミツ 光 マサ 正	61	31. 12. 3	5	(09802) 3-4001	(09802) 3-4406	901-3992	北大東村字中野218番地
伊平屋村	イ 伊 レイ 礼 ユキ 幸 雄	68	29. 9. 12	2	(0980) 46-2001	(0980) 46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	マエ 前 タ 田 セイ 政 ギ 義	72	30. 9. 20	4	(0980) 45-2001	(0980) 45-2467	905-0695	伊是名村字仲田1203番地
久米島町	オオ 大 タ 田 ハル 治 雄	61	30. 5. 11	1	(098) 985-7121	(098) 985-7120	901-3193	久米島町字比嘉2870番地
八重瀬町	ヒヤ 比 屋 ネ 根 ホウ 方 ジ 次	77	30. 2. 11	2	(098) 998-2200	(098) 998-4745	901-0592	八重瀬町字東風平1188番地
宮 古 郡								
多良間村	イラ 伊 良 ミ ナ 皆 ミツ 光 オ 夫	61	29. 7. 7	1	(0980) 79-2011	(0980) 79-2120	906-0692	多良間村字仲筋99番地の2
八 重 山 郡								
竹 富 町	カワ 川 ミツ 満 エイ 栄 チョウ 長	63	28. 9. 13	2	(0980) 82-6191	(0980) 82-6199	907-8503	石垣市美崎町11番地1
与那国町	ホカ 外 マ 間 シュ 守 キチ 吉	66	29. 8. 28	3	(0980) 87-2241	(0980) 87-2079	907-1801	与那国町字与那国129番地

※ 41市町村 (11市11町19村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の**自動車共済** + 上乗せ **車両共済(保険)**

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対人賠償



対物賠償



限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】
「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別にご加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

オプション1 **地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)**

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料
〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。
 車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

オプション2 **弁護士費用特約(有償)**

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払する特約です。

**弁護士費用
保険金**

1事故
1被保険者につき **300万円程度**

**法律相談・書類作成
費用保険金**

1事故
1被保険者につき **10万円程度**

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

オプション3 **事故・故障時代車費用特約(有償)**

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内
 TEL 03-3581-0479 URL : <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
株式会社 千里 0120-731-087 FAX 03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>
(ちさと) お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際はFAX番号をよくご確認ください。



グッジョブ運動とは？

- ❶ みんなでグッジョブ運動(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)ってどういうもの？
県民が一丸となって就業意識の向上を目指し取り組む県民運動です。
- ❷ 目標
沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。
- ❸ 計画期間
平成19年度～
- ❹ 基本コンセプト
みんなが生きがいを持って働く自立した豊かな社会の実現

自治おきなわ 2016年 7月号 (No.441)

2016年7月1日 発行

発行 沖縄県町村会

〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集
責任者 新垣喜春

印刷所 丸正印刷株式会社
電話(098)835-8181
